

保証月報

11
2014



Guarantee Information

- ◇お知らせ — 年末の保証相談・保証申込について —
- セーフティネット保証5号を利用されたお客様の業況報告書の提出時期です —
- 信用保証Q&A —

Column

愛媛巨人列伝⑳ 新田長次郎(東洋のベルト王)

東西約50kmの日本一細長い佐田岬半島。四国最西端の岬には高さ18mの白い灯台が目印。見晴らしが良く、天気の良い日には九州の佐賀関も見えます。瀬戸内海国立公園の一部です。

C O N T E N T S

Guarantee Information

- ◇お知らせ — 年末の保証相談・保証申込について — 1
- セーフティネット保証5号を利用されたお客様の業況報告書の提出時期です — 1
- 信用保証Q&A — 2

保証状況

- ◇今月の保証概況(平成26年10月) 3
- ◇本・支所別保証状況 6
- ◇金融機関別保証状況 6
- ◇業種別保証状況 7
- ◇金額別・期間別・用途別保証状況 8
- ◇市町制度保証状況 9
- ◇ランキングベスト10 10
- ◇金融機関店舗別保証状況 11
- ◇「優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)」の保証承諾実績 18

融資保証制度一覧

- ◇融資保証制度一覧 20
- ◇信用保証料率表 28

『保証協会団信』お知らせ

- ◇今月の保証協会団信実績 30

Column 愛媛巨人列伝② 新田長次郎(東洋のベルト王)

当協会ホームページのご案内

愛媛県信用

検索

クリック

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>
[お知らせ\(更新・新着情報\)](#)

2014年11月 5日 保証の概況 平成26年10月を掲載しました。

年末の保証相談・保証申込について

これから年末にかけて、保証相談・保証申込が増加し、各担当窓口が混雑することが予想されます。当協会では、迅速な保証審査・手続きに努めることとしますが、年内に必要な資金をご希望の方は、お早めにご相談・お申込みいただきますようお願い申し上げます。
なお、年末年始の営業日は以下の通りとなっています。

営業終了日：平成 26 年 12 月 29 日（月）

営業開始日：平成 27 年 1 月 5 日（月）

セーフティネット保証5号を利用されたお客様の業況報告書の提出時期です

平成 23 年 6 月 1 日以降の申込受付分で、セーフティネット保証5号の保証を利用された中小企業者の方へモニタリングを実施していただき、報告書を提出していただく時期です。

各金融機関へは既に対象となるお客様のリストをお送りしておりますが、モニタリングを実施していただき、訪問記録等の業況報告書を提出いただくようお願いいたします。

▶ 対象先

平成 23 年 6 月 1 日以降の保証申込受付分で、セーフティネット保証5号を利用された方
但し、保証金額が 1,250 万円以下、保証期間が 1 年以内は対象外

▶ 今回の対象

平成 23 年 6 月 1 日以降保証申込～平成 26 年 3 月 31 日までに融資実行し、現時点で保証残高がある方が対象

▶ モニタリング期間と業況報告書の提出期限

モニタリング期間	業況報告書の提出期限
毎年 4 月～9 月	10 月～11 月末迄（今回の対象）
毎年 10 月～3 月	4 月～5 月末迄

※対象となる保証が完済するまで、半年に一度業況報告書を提出する必要があります。

▶ 業況報告書の提出先

本・支所担当部署（松山事業部、新居浜・今治・八幡浜・宇和島支所）

信用保証 Q & A

よくお問い合わせのある、保証付融資に関するご質問を、Q & A 形式でご紹介しています。
今回は保証の対象となる法人の組織形態に係るご質問をまとめました。
実務の参考としてお役立て下さい。

Q 1 社会福祉法人は保証の対象となりますか？

A 1 保証の対象となる中小企業者は、「個人」「会社」「組合」「その他の法人」としており、社会福祉法人は、「その他の法人」に含まれます。
その他の法人については、医業を主たる事業として行っている場合であって、常時使用する従業員数が 300 人以下のものに限り保証の対象となります。
なお、ここでいう「医業」の範囲については、日本標準産業分類上の「病院」、「一般診療所」、「歯科診療所」、「獣医業」、「介護老人保健施設」となります。

Q 2 一般財団法人、一般社団法人は保証の対象となりますか？

A 2 この2法人についても、A 1の「その他の法人」に該当し、医業を主たる事業として行っている場合は対象となります。
また、この他にも、一定の要件を満たす場合は、一部の保険特例措置において中小企業者とみなし、保証の対象となる場合があります。

Q 3 保証の対象となる「会社」にはどのような組織が含まれますか？

A 3 株式会社（特例有限会社含む）、合名会社、合資会社、合同会社に加え、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人及び行政書士法人も含まれます。

Q 4 農業生産法人は中小企業者としての資格を有しますか？

A 4 農業生産法人には、農事組合法人と会社組織の形態があります。
農事組合法人の場合は、中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項各号）に該当しないことから、特定事業（保証対象業種）を営んでいても中小企業者の資格を有しません。
会社組織の場合は、特定事業を営み、資本金又は従業員数を満たせば中小企業者の資格を有します。
ただし、農業等の非特定事業に係る資金使途は保証の対象外となるため、留意してください。

保証承諾は前年同月金額比 80.8% 保証債務残高は 2,037 億円に

実 績

(単位：千円)

区 分	当 月 中				当 月 末			
	件 数	金 額	対前年同月比 (%)		件 数	金 額	対前年同月比 (%)	
			件 数	金 額			件 数	金 額
保証申込	543	4,974,262	103.43	82.74	4,787	50,052,801	106.43	88.81
保証承諾	505	4,528,212	106.09	80.77	4,626	48,604,241	106.03	88.88
保証債務残高	—	—	—	—	24,735	203,653,963	99.57	95.12
代位弁済	13	102,677	72.22	261.05	165	1,330,088	68.75	72.01

保 証

平成 26 年 10 月の保証承諾は、件数 505 件（前年同月比 106.1%）、金額 4,528 百万円（同 80.8%）と、件数は前年実績を上回り、金額は前年実績を下回った。

また、10 月末での保証承諾（累計）は、件数 4,626 件（前年同月比 106.0%）、金額 48,604 百万円（同 88.9%）と、件数は前年実績を上回り、金額は前年実績を下回っている。

平成 26 年 10 月末での保証債務残高は、件数 24,735 件（前年同月比 99.6%）、金額 203,654 百万円（同 95.1%）と、件数・金額ともに前年実績を下回っている。

◆ 金融機関群別

金融機関群別保証承諾額における構成比は、地銀 63.0%、第二地銀 21.6%、信用金庫 15.1%となった。対前年同月金額比は、信用金庫（147.6%）は、前年実績を上回り、地銀（83.1%）、第二地銀（58.8%）は、前年実績を下回った。

◆ 業種別

業種別保証承諾額における構成比は、建設業 24.8%、製造業 19.0%、卸売業 17.3%、小売業 14.4%と続いた。

対前年同月金額比は、不動産業（200.2%）、飲食店（140.4%）、運送倉庫業（113.0%）と続いた。

◆ 保証制度別（※別枠保証には、県・市町制度の特例併用分を含む）

制度別保証承諾額における構成比は、一般保証 46.7%、県単制度 24.0%、市町制度 19.0%、別枠保証 10.3%と続いた。

なお、協会商品構成比は、優良ランク保証Ⅱ 25.7%、中小企業金融円滑化保証（スムーズ 8000）19.5%、優良ランク保証 2.7%となった。

対前年同月金額比は、一般保証（156.3%）、市町制度（155.3%）は前年実績を上回り、県単制度（73.7%）、別枠保証（21.2%）は前年実績を下回った。

◆ 金額別

金額別保証承諾額における構成比は、1,000 万円超 3,000 万円以下 40.8%、1,000 万円以下 35.3%、3,000 万円超 5,000 万円以下 15.8%、5,000 万円超 8,000 万円以下 8.1%と続いた。

また、1 件あたりの平均保証金額は 897 万円（前年同月比 76.1%）であった。

◆ 期間別

期間別保証承諾額における構成比は、4 年超 5 年以下 41.5%、5 年超 7 年以下 22.8%、7 年超 10 年以下 15.4%、1 年以下 9.6%と続いた。

また、1 件あたりの平均保証期間は 60 カ月（前年同月比 98.9%）であった。

◆ 使途別

使途別保証承諾額における構成比は、運転資金が96.3%を占め、次いで設備資金1.9%、運転・設備資金1.8%となった。

事 故

平成26年10月の事故報告受付は、件数42件（前年同月比105.0%）、金額518百万円（同158.9%）と、件数・金額ともに前年実績を上回った。

また、10月末での事故報告残高は、件数164件（前年同月比72.3%）、金額1,168百万円（同74.0%）と、件数・金額ともに前年実績を下回った。

平成26年10月の事故受付内容別構成比は、分割返済不履行63.0%、保証人事故17.4%、債務整理委任9.9%と続いた。

（単位：千円）

当 月 中				当 月 末			
事故報告受付		前年同月比 (%)		事故報告残		前年同月比 (%)	
件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
42	518,082	105.00	158.94	164	1,168,118	72.25	73.98

代位弁済

平成26年10月の代位弁済は、件数13件（前年同月比72.2%）と前年実績を下回り、金額103百万円（同261.1%）は前年実績を上回った。

また、10月末での代位弁済（累計）は、件数165件（前年同月比68.8%）、金額1,330百万円（同72.0%）と、件数・金額ともに前年実績を下回った。

◆ 原因別

平成26年10月の原因別代位弁済額における構成比は、商況不振87.1%、災害事故その他8.7%、競争激化等3.6%と続いた。

10月末の原因別代位弁済額（累計）における構成比は、商況不振86.5%、競争激化等6.2%、災害事故その他4.8%と続いた。

対前年同月末金額比は、災害事故その他（221.0%）、商況不振（75.0%）、競争激化等（53.4%）であった。

◆ 業種別

平成26年10月の業種別代位弁済額における構成比は製造業72.5%、卸売業11.3%、建設業8.5%、小売業7.6%と続いた。

10月末の業種別代位弁済額（累計）における構成比は、製造業26.4%、卸売業18.7%、建設業18.7%、小売業15.2%と続いた。

対前年同月末金額比は、運送倉庫業（146.2%）、製造業（118.4%）、卸売業（112.9%）となった。

回 収

平成26年10月の回収は75百万円、うちサービサー回収分は9百万円（構成比11.8%）となった。

また、10月末の回収（累計）のうち定期回収が165百万円（構成比34.8%）、不定期回収が157百万円（同33.0%）、競売・任意処分が153百万円（同32.2%）となっている。

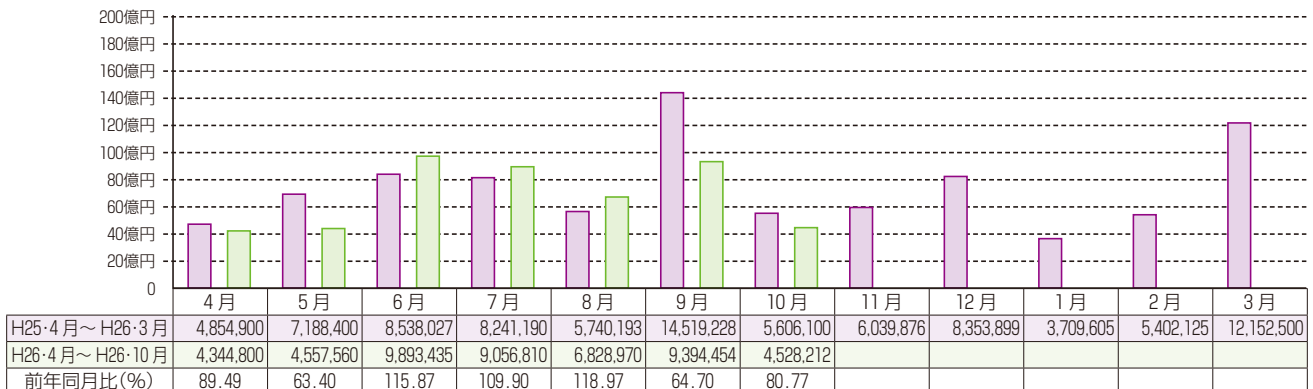
（単位：千円）

区 分	当月中	構成比 (%)	当月末	構成比 (%)
	金 額		金 額	
回 収	74,674	—	475,094	—
うちサービサー回収	8,796	11.78	143,334	30.17

推移グラフ

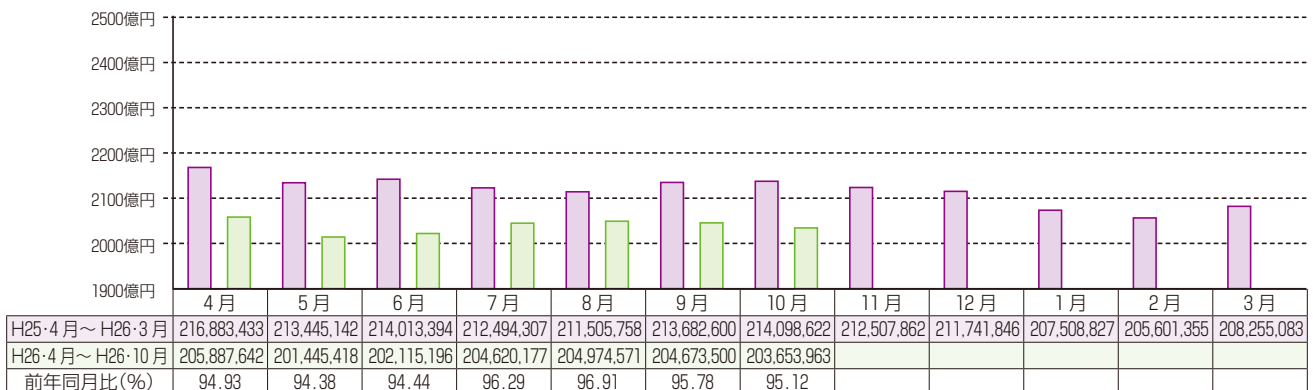
◆ 保証承諾

(単位：千円)



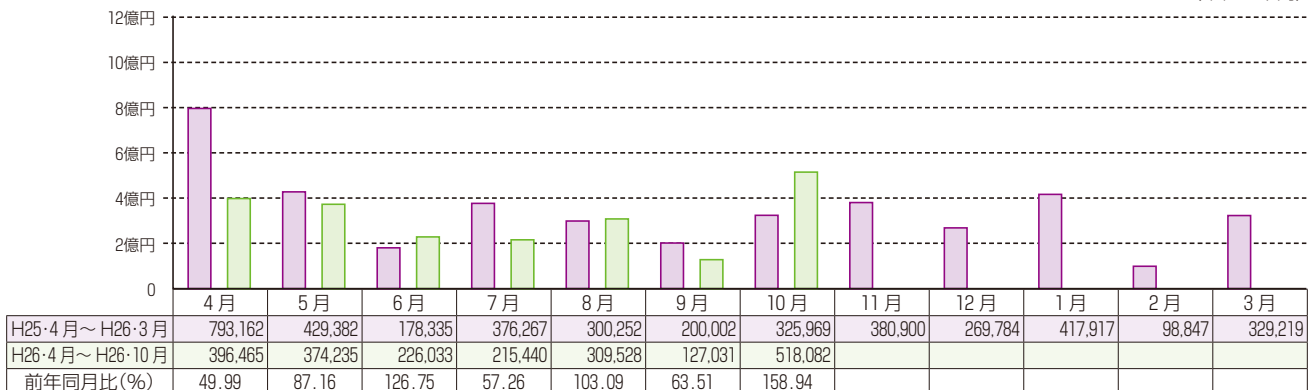
◆ 債務残高

(単位：千円)



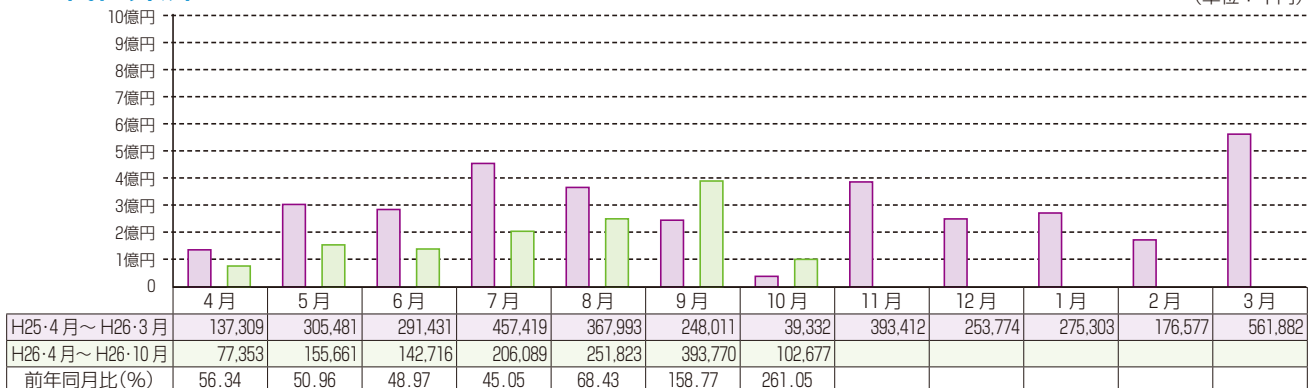
◆ 事故報告受付

(単位：千円)



◆ 代位弁済

(単位：千円)



本・支所別・金融機関別保証状況

本・支所別保証状況 (平成26年10月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)
本所	262	1,922,212	92.00	2,440	22,932,601	91.82	11,282	90,837,921	97.54	5	17,685	97.80	72	672,936	90.95
新居浜	100	1,136,200	96.02	920	10,329,560	87.19	5,762	48,847,295	92.83	2	71,168	503.42	31	312,638	55.75
今治	78	743,400	56.64	670	8,309,600	83.73	3,673	32,865,040	92.21	1	4,159	172.70	28	169,016	82.79
八幡浜	33	315,400	66.55	320	4,197,780	95.94	2,003	17,649,295	96.16	3	4,865	—	17	123,547	59.01
宇和島	32	411,000	75.14	276	2,834,700	79.52	2,015	13,454,412	93.71	2	4,799	102.05	17	51,952	39.11
合計	505	4,528,212	80.77	4,626	48,604,241	88.88	24,735	203,653,963	95.12	13	102,677	261.05	165	1,330,088	72.01

金融機関別保証状況 (平成26年10月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	208	2,537,950	1,742	22,322,794	45.93	10,416	102,577,489	50.37	11	93,402	57	591,890	44.50	
	四国	3	8,000	40	579,500	1.19	299	3,150,206	1.55	0	0	3	9,107	0.68	
	百十四	3	21,500	45	442,100	0.91	386	3,589,262	1.76	0	0	0	0	0.00	
	阿波	2	9,000	8	109,000	0.22	74	725,295	0.36	0	0	0	0	0.00	
	広島	16	261,500	165	2,129,650	4.38	736	7,940,144	3.90	0	0	2	36,044	2.71	
	中国	0	0	3	32,000	0.07	48	670,864	0.33	0	0	0	0	0.00	
	山口	2	15,000	15	242,500	0.50	64	1,090,805	0.54	0	0	0	0	0.00	
	西日本	0	0	0	0	0.00	3	21,228	0.01	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	0	0	5	153,000	0.31	25	487,746	0.24	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0	0	0.00	1	44,169	0.02	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	0	0	0.00	22	227,776	0.11	0	0	0	0	0.00	
	三菱東京	1	10,000	2	40,000	0.08	15	279,915	0.14	0	0	0	0	0.00	
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	106	689,262	1,278	13,560,457	27.90	6,566	50,685,368	24.89	2	9,275	56	497,855	37.43	
	香川	18	197,900	136	1,802,750	3.71	873	7,748,105	3.80	0	0	2	4,173	0.31	
	高知	7	81,100	28	269,700	0.55	246	1,576,262	0.77	0	0	4	11,061	0.83	
	徳島	0	0	20	385,000	0.79	128	1,107,704	0.54	0	0	3	5,694	0.43	
	もみじ	1	10,000	1	10,000	0.02	1	268	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	367	3,841,212	3,488	42,078,451	86.57	19,903	181,922,605	89.33	13	102,677	127	1,155,824	86.90		
信用金庫	愛媛	125	623,800	952	5,387,100	11.08	3,412	15,650,602	7.68	0	0	28	112,496	8.46	
	川之江	1	3,000	25	215,500	0.44	180	1,082,022	0.53	0	0	1	44,944	3.38	
	東予	7	47,800	52	279,250	0.57	415	1,558,611	0.77	0	0	4	8,746	0.66	
	宇和島	4	10,000	96	534,800	1.10	745	2,553,515	1.25	0	0	5	8,078	0.61	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	137	684,600	1,125	6,416,650	13.20	4,752	20,844,750	10.24	0	0	38	174,264	13.10		
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
単一農協	0	0	1	2,500	0.01	6	13,023	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	1	2,400	12	106,640	0.22	74	873,586	0.43	0	0	0	0	0.00		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	1	2,400	13	109,140	0.22	80	886,609	0.44	0	0	0	0	0.00		
合計	505	4,528,212	4,626	48,604,241	100.00	24,735	203,653,963	100.00	13	102,677	165	1,330,088	100.00		

業種別保証状況 (平成26年10月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾					保証債務残高			代位弁済				
	当月中		当月末			当月末			当月中		当月末		
	件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	件数	金額	構成比
製造業	79	859,500	765	10,022,045	20.62	4,275	45,576,200	22.38	3	74,447	28	350,942	26.38
食料品工業	13	158,000	102	1,552,505	3.19	622	7,031,969	3.45	1	3,278	8	81,319	6.11
繊維品工業	11	156,000	78	1,310,500	2.70	512	6,756,823	3.32	0	0	3	11,298	0.85
木材・木製品工業	3	17,500	33	421,800	0.87	183	2,413,488	1.19	0	0	0	0	0.00
家具・建具工業	4	15,500	15	123,500	0.25	103	514,325	0.25	0	0	0	0	0.00
紙工業	1	30,000	43	1,002,000	2.06	269	4,135,608	2.03	0	0	5	49,946	3.76
製版・製本業	0	0	5	13,700	0.03	21	135,799	0.07	0	0	0	0	0.00
化学工業	0	0	2	100,000	0.21	26	599,722	0.29	0	0	0	0	0.00
石油石炭製品工業	0	0	1	30,000	0.06	3	32,215	0.02	0	0	0	0	0.00
ゴム・プラスチック工業	0	0	7	83,000	0.17	82	918,998	0.45	0	0	0	0	0.00
ゴム製品製造業	0	0	0	0	0.00	4	53,938	0.03	0	0	0	0	0.00
皮革工業	0	0	0	0	0.00	2	4,186	0.00	0	0	0	0	0.00
窯業	1	35,000	15	144,200	0.30	150	1,657,069	0.81	0	0	0	0	0.00
機械工業	9	117,900	90	1,418,900	2.92	551	6,976,126	3.43	0	0	1	44,944	3.38
電気機器工業	2	3,000	28	512,000	1.05	130	2,041,876	1.00	0	0	0	0	0.00
車輛工業	0	0	5	28,800	0.06	16	185,403	0.09	0	0	0	0	0.00
船舶工業	1	4,000	15	420,000	0.86	142	1,791,318	0.88	0	0	0	0	0.00
金属工業	13	176,000	116	1,558,640	3.21	490	5,191,331	2.55	0	0	1	4,057	0.31
ソフトウェア業	0	0	30	277,900	0.57	152	1,098,792	0.54	0	0	0	0	0.00
情報処理サービス業	0	0	0	0	0.00	4	11,227	0.01	0	0	1	19,020	1.43
農林漁業	0	0	3	43,000	0.09	5	42,004	0.02	0	0	2	54,916	4.13
その他の工業	21	146,600	177	981,600	2.02	808	3,983,983	1.96	2	71,168	7	85,441	6.42
鉱業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土石採取業	1	15,000	3	41,000	0.08	40	440,195	0.22	0	0	0	0	0.00
木材伐出業	1	1,500	3	8,000	0.02	4	9,612	0.00	0	0	0	0	0.00
建設業	124	1,121,050	1,171	10,323,240	21.24	5,927	45,465,459	22.32	4	8,764	28	248,044	18.65
卸売業	66	782,000	555	7,926,000	16.31	2,817	29,775,155	14.62	4	11,643	25	248,351	18.67
小売業	89	651,950	685	6,151,850	12.66	3,781	25,164,075	12.36	2	7,823	27	202,293	15.21
飲食店	34	132,800	294	1,352,720	2.78	1,545	5,638,956	2.77	0	0	16	44,666	3.36
不動産業	11	182,200	106	1,401,950	2.88	648	6,185,866	3.04	0	0	0	0	0.00
運送業	22	351,000	207	4,090,240	8.42	1,190	15,631,009	7.68	0	0	16	125,413	9.43
貨物運送取扱業	0	0	0	0	0.00	2	3,784	0.00	0	0	0	0	0.00
倉庫業	0	0	0	0	0.00	25	243,483	0.12	0	0	0	0	0.00
物品預り・駐車場業	0	0	2	3,000	0.01	11	48,620	0.02	0	0	0	0	0.00
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	10	178,390	0.37	46	636,868	0.31	0	0	0	0	0.00
印刷業	4	45,500	41	409,100	0.84	211	1,825,961	0.90	0	0	3	39,138	2.94
出版業	3	8,000	7	77,350	0.16	25	203,723	0.10	0	0	0	0	0.00
サービス業	65	364,012	753	6,531,156	13.44	4,058	26,539,142	13.03	0	0	19	65,151	4.90
物品賃貸業	0	0	19	328,300	0.68	106	878,549	0.43	0	0	0	0	0.00
宿泊業	0	0	20	270,600	0.56	147	2,293,983	1.13	0	0	0	0	0.00
洗濯・理美容・浴場業	15	44,742	104	689,282	1.42	556	2,031,909	1.00	0	0	0	0	0.00
その他の生活関連サービス業	3	6,500	20	343,000	0.71	103	1,063,708	0.52	0	0	0	0	0.00
旅行業	1	5,000	3	13,000	0.03	33	165,137	0.08	0	0	2	4,295	0.32
映画・娯楽業	0	0	12	114,500	0.24	62	472,803	0.23	0	0	0	0	0.00
広告業	3	33,000	24	236,950	0.49	123	795,009	0.39	0	0	5	24,282	1.83
放送業	0	0	0	0	0.00	3	4,830	0.00	0	0	0	0	0.00
情報通信サービス業	1	1,500	9	28,500	0.06	32	116,766	0.06	0	0	0	0	0.00
運輸サービス業	0	0	7	46,000	0.09	38	218,661	0.11	0	0	4	18,961	1.43
職業紹介・労働者派遣業	0	0	7	47,000	0.10	16	68,222	0.03	0	0	0	0	0.00
その他の事業サービス業	7	23,270	65	331,934	0.68	356	2,263,293	1.11	0	0	4	11,606	0.87
専門サービス業	9	26,800	85	282,890	0.58	580	1,672,852	0.82	0	0	1	3,433	0.26
技術サービス業	5	6,500	74	392,900	0.81	222	1,046,165	0.51	0	0	1	553	0.04
医療・福祉業	17	171,700	215	2,557,600	5.26	1,015	8,870,479	4.36	0	0	0	0	0.00
廃棄物処理業	3	40,000	43	557,800	1.15	269	2,302,899	1.13	0	0	0	0	0.00
教育・学習支援事業	0	0	25	180,500	0.37	128	699,130	0.34	0	0	1	806	0.06
その他のサービス業	1	5,000	21	110,400	0.23	269	1,574,750	0.77	0	0	1	1,214	0.09
保険媒介代理業	5	9,700	20	80,700	0.17	118	240,698	0.12	0	0	3	6,090	0.46
郵便業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通信業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
インターネット付随サービス業	1	4,000	4	7,500	0.02	12	25,156	0.01	0	0	0	0	0.00
合計	505	4,528,212	4,626	48,604,241	100.00	24,735	203,653,963	100.00	13	102,677	165	1,330,088	100.00

※平成24年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

金額別・期間別・用途別保証状況

金額別保証状況 (平成 26 年 10 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1000 以下	49	45,400	524	465,540	0.96	2,075	1,214,953	0.60
1000 超 2000 以下	80	141,192	548	986,922	2.03	2,629	2,888,598	1.42
2000 超 3000 以下	61	174,550	625	1,803,830	3.71	3,086	5,522,782	2.71
3000 超 5000 以下	143	675,670	1,118	5,277,009	10.86	5,657	16,737,136	8.22
5000 超 10000 以下	66	560,700	631	5,545,000	11.41	4,443	24,217,622	11.89
10000 超 15000 以下	24	337,000	233	3,217,540	6.62	1,465	13,516,634	6.64
15000 超 20000 以下	22	435,000	260	4,975,000	10.24	1,391	18,058,789	8.87
20000 超 30000 以下	38	1,076,000	438	12,457,200	25.63	1,775	34,514,577	16.95
30000 超 50000 以下	17	714,700	162	6,969,200	14.34	1,387	40,795,010	20.03
50000 超 60000 以下	1	58,000	21	1,224,000	2.52	252	9,954,411	4.89
60000 超 70000 以下	1	70,000	17	1,165,000	2.40	135	6,913,798	3.39
70000 超 80000 以下	3	240,000	37	2,942,000	6.05	317	18,271,023	8.97
80000 超 100000 以下	0	0	5	476,000	0.98	56	3,297,575	1.62
100000 超 120000 以下	0	0	1	120,000	0.25	15	1,290,499	0.63
120000 超 150000 以下	0	0	2	270,000	0.56	18	1,815,229	0.89
150000 超 200000 以下	0	0	4	710,000	1.46	34	4,645,328	2.28
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	505	4,528,212	4,626	48,604,241	100.00	24,735	203,653,963	100.00

期間別保証状況 (平成 26 年 10 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	4	34,500	50	941,400	1.94	24	324,000	0.16
3 力月超 6 力月以下	5	119,000	94	2,125,600	4.37	82	1,713,900	0.84
6 力月超 1 力年以下	13	281,200	132	2,780,700	5.72	236	5,055,494	2.48
1 力年超 2 力年以下	12	83,700	129	1,185,000	2.44	495	4,729,749	2.32
2 力年超 3 力年以下	48	179,300	433	1,814,950	3.73	1,262	4,577,161	2.25
3 力年超 4 力年以下	18	220,050	123	1,014,530	2.09	492	3,010,867	1.48
4 力年超 5 力年以下	310	1,880,512	2,635	17,261,941	35.52	12,994	55,513,904	27.26
5 力年超 7 力年以下	62	1,032,750	691	12,757,320	26.25	5,175	51,370,045	25.22
7 力年超 10 力年以下	33	697,200	325	8,277,800	17.03	3,719	71,363,376	35.04
10 力年超	0	0	14	445,000	0.92	256	5,995,467	2.94
合 計	505	4,528,212	4,626	48,604,241	100.00	24,735	203,653,963	100.00

用途別保証状況 (平成 26 年 10 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	460	4,362,400	4,209	46,034,529	94.71	21,831	186,781,225	91.71
設 備 資 金	21	84,012	241	1,356,912	2.79	1,921	10,387,251	5.10
運 転 設 備 資 金	24	81,800	176	1,212,800	2.50	983	6,485,487	3.18
合 計	505	4,528,212	4,626	48,604,241	100.00	24,735	203,653,963	100.00

市町制度保証状況 (平成 26 年 10 月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	7	13,500	88	234,050	441	874,855
	新 居 浜	7	26,500	65	209,700	371	793,881
	西 条	10	35,000	123	426,880	742	1,673,234
	今 治	26	79,000	190	562,400	720	1,510,368
	松 山	153	516,042	1,143	3,716,766	2,703	6,278,966
	東 温	1	3,000	10	28,500	112	230,017
	伊 予	0	0	3	14,000	23	54,576
	大 洲	3	12,000	36	120,500	177	363,935
	八 幡 浜	3	10,500	25	75,800	142	272,800
	西 予	4	10,200	24	79,100	142	279,611
宇 和 島	13	38,000	134	401,500	877	1,745,182	
	小 計	227	743,742	1,841	5,869,196	6,450	14,077,424
町	久 万 高 原	0	0	0	0	3	1,690
	内 子	0	0	9	27,500	22	49,610
	伊 方	0	0	0	0	0	0
	鬼 北	0	0	0	0	1	319
	松 野	0	0	0	0	2	3,296
	愛 南	0	0	1	3,000	11	19,391
	小 計	0	0	10	30,500	39	74,306
合 計		227	743,742	1,851	5,899,696	6,489	14,151,730

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	0	0	2	4,500	2	3,500	
今 治	0	0	0	0	0	0	
新 居 浜	0	0	0	0	0	0	
合 計		0	0	2	4,500	2	3,500

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	5	22,570	40	137,810	375	792,521	
(う ち 公 害)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
今 治	0	0	7	28,150	17	56,808	
合 計		5	22,570	47	165,960	392	849,329

小口資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
今 治	0	0	0	0	1	1,075	
合 計		0	0	0	0	1	1,075

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央	1	6,500	11	68,500	51	237,620	
新 居 浜	5	39,000	17	114,700	166	633,231	
今 治	6	47,000	61	432,500	363	1,614,956	
松 山	0	0	0	0	380	1,589,537	
八 幡 浜	0	0	4	28,000	82	334,617	
西 予	0	0	4	33,000	52	220,232	
合 計		12	92,500	97	676,700	1,094	4,630,192

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	2	6,000	19	83,985	901	2,486,101	
今 治	2	15,000	12	54,300	205	510,676	
合 計		4	21,000	31	138,285	1,106	2,996,777

ランキングベスト10 — 10月の信用保証ランキング —

平成26年10月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

保証債務残高



前月順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	543	7,447,699
2 →	2	伊予銀行	新居浜支店	543	6,952,085
3 →	3	伊予銀行	本店営業部	327	6,433,248
4 →	4	伊予銀行	今治支店	424	6,187,613
5 →	5	伊予銀行	西条支店	489	4,986,864
6 →	6	伊予銀行	宇和島支店	368	4,251,180
7 →	7	伊予銀行	本町支店	279	3,423,368
8 →	8	伊予銀行	八幡浜支店	263	3,068,661
9 →	9	伊予銀行	大洲支店	231	2,900,353
10 →	10	伊予銀行	川之江支店	229	2,738,247

保証承諾



前月順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
10 ↗	1	伊予銀行	宇和島支店	11	196,500
4 ↗	2	伊予銀行	新居浜支店	10	185,000
2 ↘	3	伊予銀行	今治支店	6	170,000
143 ↗	4	広島銀行	新居浜支店	5	145,000
8 ↗	5	伊予銀行	本店営業部	8	141,000
36 ↗	6	伊予銀行	川之江支店	5	126,500
58 ↗	7	伊予銀行	松前支店	5	105,000
11 ↗	8	伊予銀行	八幡浜支店	4	97,000
1 ↘	9	愛媛銀行	本店営業部	11	90,200
237 ↗	10	愛媛銀行	末広町支店	3	82,000

保証承諾



前月順位	順位	金融機関名		保証承諾(累計)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	119	2,547,800
2 →	2	伊予銀行	今治支店	66	1,566,290
3 →	3	伊予銀行	新居浜支店	75	1,342,600
4 →	4	伊予銀行	本店営業部	61	1,074,800
6 ↗	5	愛媛銀行	今治支店	52	933,400
5 ↘	6	伊予銀行	本町支店	64	932,000
7 →	7	伊予銀行	大洲支店	55	921,500
8 →	8	伊予銀行	西条支店	61	897,400
13 ↗	9	伊予銀行	宇和島支店	51	790,900
9 ↘	10	伊予銀行	空港通支店	56	776,600

金融機関店舗別保証状況

保証状況

平成 26 年 10 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	0	0	—	2	33,000	—	13	128,854	114.92	0	0	0.00
今 治	0	0	—	2	40,000	133.33	11	283,657	100.92	0	0	0.00
高 松	0	0	—	1	80,000	—	1	75,235	104.64	0	0	0.00
計	0	0	—	5	153,000	510.00	25	487,746	104.87	0	0	0.00
りそな 天 六	0	0	—	0	0	—	1	44,169	306.18	0	0	0.00
計	0	0	—	0	0	—	1	44,169	306.18	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	0	0	—	0	0	—	17	200,941	81.22	0	0	0.00
松 山	0	0	—	0	0	—	3	20,486	85.44	0	0	0.00
備 後 町	0	0	—	0	0	—	1	3,821	65.60	0	0	0.00
渋谷駅前	0	0	—	0	0	—	1	2,528	—	0	0	0.00
計	0	0	—	0	0	—	22	227,776	82.17	0	0	0.00
三菱東京 高松中央	0	0	0.00	1	30,000	100.00	10	207,060	100.44	0	0	0.00
高 松	1	10,000	—	1	10,000	—	3	45,683	238.19	0	0	0.00
大 阪 西	0	0	—	0	0	—	2	27,172	75.44	0	0	0.00
計	1	10,000	33.33	2	40,000	133.33	15	279,915	100.20	0	0	0.00
伊予 本 店	8	141,000	805.71	61	1,074,800	58.17	327	6,433,248	97.99	0	0	0.00
本 町	3	6,000	5.83	64	932,000	148.55	279	3,423,368	106.00	1	5,912	0.18
潮 見	2	10,000	30.30	22	173,300	103.96	107	839,693	97.84	0	0	0.00
松山駅前	5	58,000	116.00	40	353,000	70.29	210	1,640,372	94.02	0	0	0.00
湊 町	7	60,000	1,428.57	38	277,290	60.12	187	2,067,109	95.63	0	0	0.00
小 栗	1	1,000	5.88	28	225,000	151.01	86	603,909	97.35	2	54,916	9.09
立 花	0	0	0.00	14	70,400	90.49	67	332,172	92.24	0	0	0.00
新 立	0	0	0.00	13	144,000	96.58	62	436,355	85.26	0	0	0.00
大 街 道	2	14,000	280.00	27	270,500	133.12	126	1,049,414	95.59	0	0	0.00
一 万	0	0	0.00	20	69,800	19.93	115	972,578	93.63	0	0	0.00
道 後	4	69,000	255.56	37	348,964	64.44	185	1,979,645	106.70	0	0	0.00
東 野	0	0	0.00	10	120,000	138.41	48	263,897	93.62	0	0	0.00
三 津 浜	5	32,000	52.63	36	364,500	64.08	227	2,162,627	98.38	2	5,131	0.24
水産市場	0	0	—	0	0	0.00	5	106,051	86.83	0	0	0.00
問 屋 町	4	28,000	280.00	61	675,000	330.40	193	1,833,120	114.70	0	0	0.00
中央市場	1	15,000	—	12	139,000	177.75	34	388,260	100.48	2	35,743	8.90
空 港 通	15	79,500	883.33	56	776,600	186.46	255	2,473,579	103.69	1	1,548	0.06
余 戸	3	5,900	10.10	34	342,400	117.83	170	1,395,167	89.02	0	0	0.00
味 生	1	2,000	20.00	18	138,000	445.16	71	399,224	96.39	0	0	0.00
石 井	3	9,000	39.13	21	189,300	134.73	129	1,124,145	92.95	0	0	0.00
椿	1	2,200	15.17	24	201,700	93.68	129	792,262	104.09	1	326	0.04
久 米	6	55,000	211.54	34	327,300	167.10	129	880,028	99.18	3	16,495	1.91
福 音 寺	3	65,000	—	18	168,800	165.49	106	845,262	99.72	1	3,278	0.41
小 野	0	0	—	6	85,000	236.11	69	360,294	88.60	1	9,624	2.58
堀 江	1	5,000	—	16	206,500	181.94	72	601,250	108.42	0	0	0.00
和 気	4	14,500	85.29	19	159,000	219.31	67	512,021	103.21	1	1,115	0.23
森 松	3	16,650	59.46	29	202,050	60.49	125	851,209	94.60	0	0	0.00
中 島	0	0	0.00	2	40,000	94.12	21	155,466	89.73	0	0	0.00
北 条	2	41,500	103.75	32	192,400	83.94	190	1,323,989	96.47	1	623	0.05
横 河 原	1	1,000	5.56	9	124,000	144.19	78	662,512	89.11	4	92,948	14.15
川 内	1	3,000	10.20	13	149,500	34.69	74	780,297	101.14	0	0	0.00
砥 部	3	56,000	560.00	18	223,800	224.70	112	606,795	98.57	1	9,879	1.72
松 前	5	105,000	—	27	660,240	196.21	148	1,933,013	94.66	0	0	0.00
郡 中	3	21,000	35.00	26	331,870	142.99	156	1,619,382	110.41	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 上 灘	0	0	0.00	3	31,000	344.44	14	89,329	111.53	0	0	0.00
中 山	1	10,000	—	3	25,000	161.29	22	134,895	103.26	0	0	0.00
久 万	2	65,000	—	8	177,000	104.12	53	558,467	91.29	1	40,430	7.03
小 田	0	0	0.00	2	16,000	200.00	25	204,453	90.13	0	0	0.00
今 治	6	170,000	35.60	66	1,566,290	84.52	424	6,187,613	99.14	0	0	0.00
中 浜	5	75,000	40.98	24	359,500	40.37	162	1,619,983	80.18	9	96,951	5.51
日 吉	3	54,000	183.05	38	685,000	182.52	230	2,155,777	95.84	0	0	0.00
今 治 南	0	0	0.00	8	56,000	47.66	88	647,713	96.98	0	0	0.00
波 止 浜	0	0	—	6	37,500	8.67	102	856,386	79.81	0	0	0.00
鳥 生	4	50,000	200.00	18	180,500	75.46	118	1,028,328	97.27	0	0	0.00
桜 井	2	4,500	56.25	7	32,500	22.89	97	524,372	87.88	1	7,504	1.37
菊 間	1	10,000	200.00	5	36,000	50.00	60	480,315	91.61	0	0	0.00
大 島	2	19,000	158.33	14	223,000	66.43	97	1,000,750	88.90	1	1,324	0.13
伯 方	0	0	0.00	13	249,000	218.42	63	642,114	101.35	0	0	0.00
宮 浦	1	5,000	—	1	5,000	10.99	37	266,797	75.07	0	0	0.00
新 居 浜	10	185,000	124.58	75	1,342,600	59.34	543	6,952,085	90.96	5	40,823	0.57
角 野	3	16,000	33.33	34	469,890	166.81	173	1,869,174	105.88	1	4,297	0.23
新居浜東	6	68,000	174.36	14	118,000	43.54	112	790,504	98.28	2	4,849	0.62
中 萩	3	36,000	—	17	220,000	81.57	127	1,126,737	90.98	0	0	0.00
土 居	1	30,000	428.57	10	114,000	268.87	120	756,329	93.41	0	0	0.00
三 島	3	7,000	5.47	20	367,500	79.34	222	2,287,015	84.78	2	71,168	2.94
川 之 江	5	126,500	281.11	35	618,200	86.64	229	2,738,247	103.07	1	3,839	0.14
西 条	6	68,500	74.05	61	897,400	68.99	489	4,986,864	104.62	0	0	0.00
三 芳	0	0	—	9	32,400	19.70	96	887,898	81.20	0	0	0.00
壬 生 川	5	76,000	124.59	24	301,000	173.99	149	1,283,518	102.86	0	0	0.00
丹 原	0	0	—	5	27,500	23.31	41	225,371	84.34	0	0	0.00
小 松	2	6,500	650.00	12	150,000	178.57	76	740,997	87.88	0	0	0.00
八 幡 浜	4	97,000	202.08	31	591,800	73.88	263	3,068,661	89.08	4	48,728	1.58
大洲本町	3	30,000	1,500.00	14	134,000	1,116.67	54	418,997	110.41	1	3,358	0.85
大 洲	2	10,000	17.86	55	921,500	104.43	231	2,900,353	105.82	1	900	0.03
長 浜	1	1,000	3.33	6	99,500	50.00	59	934,024	77.16	0	0	0.00
五 十 崎	0	0	0.00	7	139,000	92.05	56	540,961	104.09	0	0	0.00
内 子	0	0	0.00	13	126,000	96.48	58	637,822	105.15	0	0	0.00
川 之 石	0	0	—	1	3,000	5.56	39	313,007	89.08	0	0	0.00
伊 方	1	1,500	21.43	3	18,500	127.59	20	83,143	66.53	0	0	0.00
三 机	1	1,500	30.00	1	1,500	30.00	4	9,387	101.87	0	0	0.00
三 崎	1	10,000	—	2	20,000	—	22	152,751	92.97	0	0	0.00
三 瓶	1	30,000	100.00	4	58,000	85.29	46	318,326	91.72	0	0	0.00
宇 和 島	11	196,500	68.47	51	790,900	57.37	368	4,251,180	91.74	2	14,318	0.34
追 手	0	0	—	1	1,000	—	1	915	—	0	0	0.00
卯 之 町	1	1,200	2.31	16	140,200	98.46	108	740,200	89.28	1	607	0.08
野 村	3	15,000	136.36	13	131,000	242.59	65	550,290	112.64	0	0	0.00
高 山	0	0	0.00	1	25,000	39.68	15	154,996	91.74	0	0	0.00
吉 田	2	55,000	183.33	5	105,000	198.11	48	360,223	91.65	0	0	0.00
近 永	0	0	0.00	5	54,000	86.68	53	519,644	89.76	0	0	0.00
松 丸	0	0	—	0	0	0.00	16	78,293	70.03	3	11,095	11.98
岩 松	1	20,000	—	5	87,500	416.67	51	219,990	93.15	0	0	0.00
愛 南	1	3,000	—	4	38,000	19.64	79	714,981	94.20	0	0	0.00
高 岡	0	0	—	0	0	—	2	784	53.41	0	0	0.00
富 田	2	24,000	685.71	15	87,500	151.65	73	470,752	101.44	1	4,159	0.89
古 川	2	9,000	40.00	31	202,000	118.82	129	628,832	103.85	0	0	0.00
牛 渕	1	3,000	—	9	65,500	623.81	60	297,788	112.86	0	0	0.00
原 町	0	0	0.00	12	112,100	233.54	49	382,545	101.79	0	0	0.00
日 高	0	0	—	0	0	—	7	56,629	235.51	0	0	0.00
丸 亀	0	0	—	1	40,000	—	2	61,845	190.25	0	0	0.00
三 津 東	0	0	—	1	3,000	—	6	11,366	83.08	0	0	0.00
桑 原	1	30,000	52.63	10	161,500	100.43	47	403,853	104.52	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成26年10月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 観音寺	0	0	—	0	0	—	1	30,100	86.39	0	0	0.00
岡山南	0	0	—	0	0	—	1	11,143	91.31	0	0	0.00
大西	1	2,000	50.00	8	72,000	208.70	55	363,967	104.95	0	0	0.00
計	208	2,537,950	85.70	1,742	22,322,794	88.56	10,416	102,577,489	96.47	57	591,890	0.58
四国 松山	0	0	—	5	110,000	54.46	48	599,622	86.35	0	0	0.00
松山本町	0	0	—	2	58,000	111.54	17	170,072	75.34	1	1,526	0.89
松山南	1	1,500	—	9	109,000	251.73	43	302,657	107.29	0	0	0.00
今治	0	0	0.00	0	0	0.00	52	775,661	78.51	0	0	0.00
八幡浜	0	0	—	4	53,000	143.24	37	315,174	88.77	0	0	0.00
宇和島	2	6,500	130.00	9	76,500	80.10	57	600,254	114.75	2	7,581	1.29
御荘	0	0	—	0	0	0.00	6	11,004	39.90	0	0	0.00
松山西	0	0	—	8	137,000	152.22	32	296,178	88.37	0	0	0.00
四国中央	0	0	—	3	36,000	276.92	7	79,584	154.84	0	0	0.00
計	3	8,000	47.06	40	579,500	93.66	299	3,150,206	90.46	3	9,107	0.29
百十四 松山	1	6,500	—	18	176,500	81.34	100	931,668	111.97	0	0	0.00
新居浜	0	0	—	4	46,000	33.41	54	821,090	83.36	0	0	0.00
三島	0	0	0.00	2	33,000	48.89	50	438,720	63.32	0	0	0.00
今治	1	10,000	142.86	10	105,000	41.80	68	770,118	74.35	0	0	0.00
西条	1	5,000	111.11	11	81,600	104.62	113	620,692	93.36	0	0	0.00
坂出東部	0	0	—	0	0	—	1	6,974	63.50	0	0	0.00
計	3	21,500	172.00	45	442,100	58.84	386	3,589,262	85.02	0	0	0.00
阿波 松山	2	9,000	30.00	8	109,000	66.46	70	646,350	96.68	0	0	0.00
池田	0	0	—	0	0	—	1	17,365	80.03	0	0	0.00
藍住	0	0	—	0	0	0.00	2	39,700	87.33	0	0	0.00
鳴門	0	0	—	0	0	0.00	1	21,880	89.76	0	0	0.00
計	2	9,000	30.00	8	109,000	56.19	74	725,295	95.42	0	0	0.00
広島 松山	3	9,000	6.77	42	623,500	64.48	165	1,890,570	100.97	0	0	0.00
今治	5	44,500	32.25	45	576,850	91.72	172	2,087,708	101.43	0	0	0.00
伊予西条	0	0	0.00	23	251,500	66.71	146	1,044,871	91.47	2	36,044	3.44
新居浜	5	145,000	426.47	16	262,500	75.24	86	1,072,203	94.90	0	0	0.00
三島	2	60,000	78.95	31	285,800	116.23	104	905,364	103.48	0	0	0.00
川之江	1	3,000	—	6	120,500	708.82	54	627,961	98.49	0	0	0.00
因島	0	0	—	2	9,000	10.23	6	285,714	87.85	0	0	0.00
木江	0	0	—	0	0	0.00	1	6,680	19.84	0	0	0.00
岩国	0	0	—	0	0	—	2	19,072	10.01	0	0	0.00
計	16	261,500	63.94	165	2,129,650	78.95	736	7,940,144	96.08	2	36,044	0.44
中国 川之江	0	0	0.00	3	32,000	38.23	46	624,373	68.52	0	0	0.00
丸亀	0	0	—	0	0	—	2	46,491	155.00	0	0	0.00
計	0	0	0.00	3	32,000	38.23	48	670,864	71.28	0	0	0.00
山口 松山	2	15,000	—	9	125,000	148.81	50	839,520	84.17	0	0	0.00
今治	0	0	—	6	117,500	2,350.00	13	249,813	105.66	0	0	0.00
尾道	0	0	—	0	0	—	1	1,472	59.35	0	0	0.00
計	2	15,000	—	15	242,500	272.47	64	1,090,805	88.23	0	0	0.00
西日本 若松	0	0	—	0	0	—	1	11,856	62.37	0	0	0.00
広島	0	0	—	0	0	—	2	9,372	98.89	0	0	0.00
計	0	0	—	0	0	—	3	21,228	74.52	0	0	0.00
愛媛 本店	11	90,200	58.57	119	2,547,800	61.95	543	7,447,699	86.08	0	0	0.00
中央市場	0	0	—	3	24,000	160.00	7	50,707	179.77	0	0	0.00
水産市場	0	0	0.00	1	5,000	13.16	10	72,104	108.49	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 末広町	3	82,000	2,733.33	25	221,000	51.28	169	1,047,002	81.19	1	3,043	0.26
大街道	7	30,000	125.00	22	117,000	41.46	170	1,067,996	82.69	0	0	0.00
道後	3	16,000	31.37	20	299,300	74.73	118	1,387,240	96.54	3	33,357	2.49
本町	2	3,000	4.23	28	299,400	94.03	130	1,014,145	101.58	0	0	0.00
三津浜	2	4,500	5.60	22	189,500	43.04	162	1,260,566	99.79	0	0	0.00
立花	3	53,970	—	20	151,970	100.64	106	662,078	133.67	0	0	0.00
久米	3	16,000	—	33	232,400	69.37	99	940,547	98.54	1	3,664	0.41
余戸	0	0	0.00	19	213,500	113.81	121	975,586	96.51	3	3,837	0.40
鴨川	3	12,150	135.00	17	110,450	45.72	137	1,016,937	87.78	6	104,668	9.74
中央通	0	0	0.00	9	119,085	46.44	91	609,591	77.95	1	5,611	0.81
古川	1	1,500	9.09	26	206,500	72.97	148	840,067	111.52	0	0	0.00
桑原	1	2,000	50.00	10	76,000	52.78	87	383,715	91.12	0	0	0.00
森松	4	25,500	36.96	32	442,500	87.11	178	1,557,106	94.13	7	71,404	4.65
空港通	4	11,500	191.67	42	217,800	92.60	127	679,014	113.57	0	0	0.00
石井	1	5,000	16.67	33	305,700	56.95	175	1,347,278	97.57	1	1,118	0.09
雄郡	0	0	0.00	15	152,200	143.45	87	662,407	115.43	0	0	0.00
重信	1	24,000	600.00	21	181,800	113.27	93	538,174	116.55	0	0	0.00
郡中	2	60,000	164.38	18	212,000	51.36	93	945,907	102.30	1	7,671	0.86
久万	0	0	0.00	8	29,900	98.03	35	160,697	74.25	1	22,927	13.10
北条	1	3,000	8.11	22	229,900	198.02	111	681,570	110.61	1	1,680	0.25
川之江	0	0	0.00	13	279,300	142.50	100	847,571	115.02	0	0	0.00
三島	1	1,000	2.57	17	111,500	34.56	89	524,951	62.40	0	0	0.00
新居浜	5	22,000	39.29	40	433,500	85.50	178	1,915,570	78.62	3	50,589	2.46
新居浜東	0	0	0.00	21	213,800	150.25	85	570,217	113.19	0	0	0.00
泉川	1	10,000	—	24	263,600	200.15	78	491,577	98.76	0	0	0.00
西条	3	11,000	12.14	42	385,300	114.98	200	1,537,426	94.88	4	19,739	1.32
氷見	1	15,000	500.00	12	77,980	278.50	50	177,996	110.63	0	0	0.00
壬生川	0	0	—	11	58,600	40.98	80	480,118	83.91	2	15,943	3.29
丹原	1	4,000	44.44	14	55,700	68.34	70	350,392	95.97	0	0	0.00
今治	8	19,300	14.14	52	933,400	70.64	213	2,356,774	97.32	0	0	0.00
旭町	1	8,000	133.33	24	181,700	60.77	117	814,708	98.02	3	9,633	1.18
波止浜	2	11,000	22.92	24	480,500	130.18	77	956,063	119.22	0	0	0.00
伯方	0	0	0.00	15	67,500	38.82	73	508,772	86.25	0	0	0.00
弓削	1	2,500	83.33	6	15,500	19.62	29	202,413	83.26	0	0	0.00
菊間	0	0	0.00	10	39,000	100.00	18	72,527	114.44	0	0	0.00
吉海	0	0	0.00	8	63,000	92.65	42	245,925	95.03	0	0	0.00
長浜	0	0	0.00	3	32,500	70.65	41	210,607	95.36	0	0	0.00
内子	2	5,000	250.00	17	281,000	120.09	78	719,140	98.88	0	0	0.00
大洲	2	4,000	12.12	23	120,500	36.65	123	846,135	87.52	4	53,827	6.08
八幡浜	1	1,000	7.14	21	206,100	51.62	131	1,012,409	100.21	3	10,659	1.04
三瓶	0	0	0.00	8	183,500	155.51	34	370,617	102.29	0	0	0.00
川之石	1	20,000	—	7	42,000	45.41	36	194,360	82.67	0	0	0.00
野村	0	0	0.00	3	55,000	164.18	33	225,068	98.51	0	0	0.00
卯之町	0	0	0.00	9	91,900	336.38	81	621,295	89.71	0	0	0.00
宇和島	0	0	0.00	22	355,300	67.76	181	1,747,057	83.57	4	10,078	0.55
近永	0	0	0.00	7	107,500	78.18	66	489,961	93.31	0	0	0.00
吉田	2	14,000	—	7	39,800	135.84	45	196,805	101.03	0	0	0.00
岩松	0	0	0.00	4	13,200	64.39	35	113,018	95.61	0	0	0.00
城辺	1	2,000	5.00	19	198,200	176.96	52	392,615	121.75	1	802	0.22
宇和島南	0	0	0.00	14	78,000	67.94	76	336,027	98.49	0	0	0.00
見奈良	1	4,000	80.00	6	43,000	65.05	73	442,067	91.24	0	0	0.00
今治東	1	1,000	40.00	13	51,500	49.28	58	264,679	60.68	1	8,273	2.99
湯築	1	3,000	12.00	6	34,000	97.14	27	97,389	115.85	0	0	0.00
松山駅前	2	2,500	125.00	15	33,100	97.35	64	254,552	96.98	0	0	0.00
味生	2	16,000	145.45	9	37,630	90.46	54	165,581	108.70	0	0	0.00
松末	2	4,500	56.25	16	69,500	75.30	65	363,304	94.89	0	0	0.00
中萩	0	0	—	16	69,600	71.38	78	291,235	67.44	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成26年10月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 日 高	1	20,000	63.49	13	156,900	81.68	83	478,105	98.32	1	1,836	0.40
三津浜東	1	1,842	36.84	7	17,842	41.49	23	71,495	137.27	0	0	0.00
金 生	1	5,000	100.00	14	147,500	273.15	50	320,601	129.08	0	0	0.00
中之庄	0	0	—	12	133,000	188.65	41	234,276	96.58	0	0	0.00
飯 岡	2	12,000	400.00	8	66,000	628.57	43	143,115	130.28	0	0	0.00
川 内	1	2,000	—	9	136,000	100.65	63	417,435	119.77	2	3,986	1.02
桜 井	1	10,000	—	10	87,100	49.77	56	290,796	76.22	0	0	0.00
松 前	1	8,000	—	19	144,500	152.91	84	598,914	111.97	0	0	0.00
姫 原	0	0	—	3	6,500	180.56	15	17,364	294.11	0	0	0.00
土 居	0	0	—	4	24,000	33.33	51	421,743	85.67	0	0	0.00
砥 部	3	5,000	—	16	77,800	59.71	53	441,442	92.80	2	53,509	11.22
来 住	1	4,300	10.49	20	175,900	81.25	77	495,029	96.62	0	0	0.00
計	106	689,262	46.71	1,278	13,560,457	75.90	6,566	50,685,368	93.63	56	497,855	0.98
高知 松 山	0	0	—	1	15,000	16.43	40	327,278	90.48	1	555	0.17
今 治	0	0	—	4	53,000	43.80	52	383,419	82.62	0	0	0.00
新居浜	1	1,500	5.56	10	74,600	93.84	57	433,796	75.09	1	6,720	1.44
八幡浜	4	62,600	1,252.00	5	82,600	344.17	27	156,031	97.20	2	3,786	2.54
宇和島	0	0	0.00	5	26,500	311.76	45	140,419	83.56	0	0	0.00
城 辺	2	17,000	1,700.00	3	18,000	63.94	25	135,319	87.70	0	0	0.00
計	7	81,100	207.95	28	269,700	76.52	246	1,576,262	83.56	4	11,061	0.68
徳島 松 山	0	0	—	8	72,000	101.41	33	372,681	109.87	1	1,214	0.34
今 治	0	0	0.00	12	313,000	91.52	95	735,023	77.99	2	4,480	0.55
計	0	0	0.00	20	385,000	93.22	128	1,107,704	86.43	3	5,694	0.49
香川 松 山	0	0	—	14	220,400	219.30	114	1,048,816	82.97	2	4,173	0.41
松山西	2	28,000	35.00	10	90,000	37.40	81	692,086	82.59	0	0	0.00
今 治	0	0	0.00	18	243,000	142.11	128	1,243,063	74.91	0	0	0.00
西 条	3	44,000	1,466.67	14	189,500	178.27	87	678,035	80.76	0	0	0.00
新居浜	3	30,500	122.00	23	291,900	86.62	112	1,289,819	87.17	0	0	0.00
三 島	1	2,000	26.67	10	57,550	44.10	65	452,589	95.86	0	0	0.00
川之江	2	6,300	140.00	16	349,300	983.94	98	1,299,421	95.80	0	0	0.00
大 洲	1	5,000	—	9	60,000	107.14	45	206,803	109.27	0	0	0.00
八幡浜	2	7,100	—	3	10,100	24.05	44	166,644	72.17	0	0	0.00
宇和島	4	75,000	—	17	211,000	291.03	71	465,924	117.95	0	0	0.00
岩 松	0	0	—	2	80,000	1,000.00	28	204,905	121.08	0	0	0.00
計	18	197,900	136.96	136	1,802,750	138.68	873	7,748,105	87.12	2	4,173	0.05
もみじ 因島田熊	1	10,000	—	1	10,000	2,500.00	1	268	67.00	0	0	0.00
計	1	10,000	—	1	10,000	2,500.00	1	268	67.00	0	0	0.00
愛媛信用 本店	11	41,000	410.00	49	297,800	170.85	191	874,656	105.92	3	9,525	1.17
城 東	2	3,500	—	15	65,000	216.67	60	262,538	100.43	0	0	0.00
松山本町	1	500	2.50	21	115,000	179.41	84	358,532	101.90	0	0	0.00
道 後	2	4,000	200.00	19	63,500	115.77	67	289,933	97.97	0	0	0.00
土 橋	3	35,000	—	17	82,950	176.49	50	177,597	85.71	0	0	0.00
東環東本	1	2,500	71.43	32	129,500	347.18	108	459,426	90.14	1	19,020	4.10
久 米	3	13,000	101.56	17	116,700	69.14	74	487,386	110.83	0	0	0.00
潮 見	2	4,000	160.00	22	193,300	193.30	71	365,262	114.35	0	0	0.00
余 戸	4	17,000	—	17	124,000	203.28	36	269,298	124.31	0	0	0.00
湊 町	0	0	—	1	500	—	2	1,107	131.73	0	0	0.00
中央通	2	5,000	—	15	58,500	189.32	35	126,282	102.20	2	2,562	2.11
石 井	5	33,000	1,650.00	34	266,700	268.85	120	853,026	104.54	0	0	0.00
平 井	3	7,200	—	34	91,600	83.65	61	244,970	129.97	0	0	0.00
齊 院	3	12,000	1,714.29	14	43,600	250.57	51	101,881	88.06	0	0	0.00
土 居 田	2	5,000	500.00	16	36,000	69.90	60	183,359	89.05	1	10,305	5.57

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 立 花	4	26,000	—	20	115,020	383.40	41	255,866	117.16	0	0	0.00
砥 部	2	4,500	34.62	27	182,500	199.45	93	387,196	113.25	1	1,773	0.52
横 河 原	1	1,000	—	9	41,200	457.78	33	140,209	114.09	0	0	0.00
久 万	0	0	0.00	7	46,500	193.75	29	161,224	101.53	1	6,500	4.04
今 治	9	68,600	807.06	44	271,600	194.70	176	951,993	95.02	1	4,057	0.43
本 町	0	0	0.00	12	67,000	96.82	37	200,168	112.18	0	0	0.00
常 盤 町	3	6,500	65.00	21	156,500	235.52	92	324,759	102.14	5	23,202	8.52
鳥 生	2	16,000	160.00	13	107,500	149.51	50	283,649	126.17	0	0	0.00
波 止 浜	5	32,000	72.73	19	161,000	298.15	73	787,748	113.71	0	0	0.00
喜 田 村	6	19,000	146.15	31	172,800	400.00	115	384,528	109.49	0	0	0.00
壬 生 川	1	2,000	6.25	23	171,500	143.51	101	464,312	101.47	0	0	0.00
丹 原	2	7,000	100.00	8	40,500	113.76	36	155,724	105.36	0	0	0.00
菊 間	0	0	—	2	6,460	430.67	20	42,283	94.02	0	0	0.00
大 西	2	40,000	—	16	122,500	222.73	55	271,968	83.61	0	0	0.00
八 幡 浜	1	12,000	600.00	16	193,000	95.07	72	490,698	118.76	0	0	0.00
江 戸 岡	0	0	0.00	7	36,000	83.72	21	85,579	101.77	0	0	0.00
大 洲	1	1,500	—	9	112,680	206.75	42	288,520	105.62	0	0	0.00
野 村	0	0	—	4	16,400	68.33	35	119,896	80.48	1	1,682	1.40
宮 西	2	6,500	130.00	14	77,000	291.67	28	105,434	112.33	0	0	0.00
今治立花	2	11,500	85.19	13	60,700	103.76	68	175,312	88.19	3	7,597	4.23
朝 生 田	3	13,000	162.50	23	101,240	132.34	54	230,614	106.23	0	0	0.00
川 内	2	10,000	—	7	23,750	139.71	34	204,314	94.28	3	10,282	5.00
とべ中央	1	3,000	89.55	18	155,200	176.87	76	285,653	120.29	2	10,002	3.77
垣 生	2	5,400	63.31	22	133,200	228.36	72	319,597	99.26	0	0	0.00
雄 郡	1	2,500	15.15	12	36,000	49.79	45	164,975	100.34	0	0	0.00
和 泉	1	5,000	—	22	80,300	120.75	86	308,610	105.99	0	0	0.00
港 南	0	0	—	8	52,100	182.81	39	177,357	107.79	0	0	0.00
郡 中	1	600	30.00	21	94,800	1,185.00	53	159,962	133.63	0	0	0.00
松 前	1	23,000	460.00	8	57,300	323.73	32	180,961	121.78	0	0	0.00
北 条	1	1,000	14.29	12	42,000	120.00	44	99,515	92.61	1	1,053	1.08
溝 辺	4	7,900	49.38	26	120,300	194.03	54	210,919	109.76	0	0	0.00
三 津 浜	3	11,500	143.75	21	76,850	122.96	51	181,903	90.43	0	0	0.00
住 吉	1	3,500	—	15	49,500	126.92	43	188,654	94.70	0	0	0.00
味 生	4	14,500	2,900.00	11	32,000	78.62	35	77,174	99.61	0	0	0.00
西 条	3	6,000	600.00	13	62,000	32.68	116	684,115	93.05	1	2,259	0.32
新 居 浜	7	66,600	532.80	27	205,500	234.67	116	387,572	103.26	2	2,677	0.69
き し	2	6,500	27.66	18	72,000	58.82	73	293,137	93.67	0	0	0.00
中 萩	0	0	0.00	17	69,400	77.54	62	180,708	107.57	0	0	0.00
三 島	1	7,000	—	7	49,800	112.16	24	116,741	127.57	0	0	0.00
川 之 江	0	0	—	6	30,850	64.27	16	65,804	149.68	0	0	0.00
計	125	623,800	174.06	952	5,387,100	153.09	3,412	15,650,602	103.92	28	112,496	0.75
川之江 本 店	0	0	—	6	40,500	86.17	33	222,895	98.96	0	0	0.00
上 分	0	0	—	2	14,000	12.07	30	147,311	92.35	0	0	0.00
三 島	0	0	—	2	9,000	69.23	20	87,886	72.92	0	0	0.00
南	1	3,000	30.00	7	71,000	157.78	38	293,135	76.19	0	0	0.00
東	0	0	—	5	19,000	48.72	20	106,960	88.50	0	0	0.00
西	0	0	—	3	62,000	442.86	39	223,835	78.91	1	44,944	19.94
計	1	3,000	30.00	25	215,500	78.65	180	1,082,022	83.58	1	44,944	4.14
東予信用 本 店	1	3,000	21.28	15	53,650	70.31	82	254,435	85.10	3	8,356	3.18
泉 川	0	0	0.00	2	3,000	6.45	46	150,235	81.72	0	0	0.00
川 東	1	1,300	—	3	34,300	30.90	57	374,366	89.66	0	0	0.00
三 島	1	8,000	—	7	59,000	347.06	36	143,608	85.62	1	390	0.27
松 柏	1	1,000	50.00	2	5,000	166.67	12	22,762	97.65	0	0	0.00
寒 川	1	2,500	—	7	39,900	362.73	27	90,258	94.35	0	0	0.00
西 条	0	0	0.00	1	2,500	4.73	44	145,558	96.13	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成26年10月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
東予信用 小 松	1	30,000	1,500.00	8	53,200	343.23	29	100,883	131.72	0	0	0.00
中 萩	0	0	0.00	2	12,000	38.71	25	70,767	134.52	0	0	0.00
喜 多 川	0	0	0.00	2	6,700	77.91	17	31,535	118.80	0	0	0.00
新居浜駅	1	2,000	25.00	3	10,000	18.87	40	174,204	90.07	0	0	0.00
計	7	47,800	110.39	52	279,250	65.60	415	1,558,611	92.36	4	8,746	0.55
宇和島 本 店	2	7,000	23.33	25	180,900	135.30	180	690,744	95.65	0	0	0.00
恵美須町	0	0	0.00	17	162,000	82.94	141	518,008	92.00	4	7,857	1.52
新 橋	1	1,000	40.00	13	42,400	56.16	101	261,724	112.92	1	221	0.08
城 南	0	0	0.00	6	14,800	41.69	54	110,663	94.43	0	0	0.00
来	1	2,000	—	10	31,300	70.34	57	167,379	92.51	0	0	0.00
泉 町	0	0	—	9	18,000	473.68	56	134,036	84.42	0	0	0.00
吉 田	0	0	—	5	9,400	152.85	40	79,067	98.65	0	0	0.00
南 宇 和	0	0	0.00	2	33,000	56.90	36	269,049	92.52	0	0	0.00
三 間	0	0	—	6	35,500	144.31	34	97,396	100.63	0	0	0.00
卯 之 町	0	0	0.00	3	7,500	50.00	46	225,450	98.58	0	0	0.00
計	4	10,000	19.23	96	534,800	90.33	745	2,553,515	95.63	5	8,078	0.32
商工中金 松 山	1	2,400	42.86	11	94,640	39.92	73	862,018	99.05	0	0	0.00
高 松	0	0	0.00	1	12,000	150.00	1	11,568	—	0	0	0.00
計	1	2,400	17.65	12	106,640	43.51	74	873,586	100.38	0	0	0.00
単一農協 愛媛南農	0	0	—	0	0	—	4	3,765	67.38	0	0	0.00
越智今農	0	0	—	1	2,500	—	1	2,458	148.97	0	0	0.00
うま農協	0	0	—	0	0	—	1	6,800	73.91	0	0	0.00
計	0	0	—	1	2,500	—	6	13,023	78.20	0	0	0.00
総合計	505	4,528,212	80.77	4,626	48,604,241	88.88	24,735	203,653,963	95.12	165	1,330,088	0.65

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

「優良ランク保証Ⅱ（グッド 3000）」の保証承諾実績

平成 26 年 10 月末の「優良ランク保証Ⅱ（グッド 3000）」の金融機関別保証承諾実績及び店舗別保証承諾実績ランキングは次のとおりとなりました。

◆金融機関別保証状況（平成 26 年 10 月分）

金融機関	保証承諾			
	当月中		当月末（当年度累計）	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
みずほ銀行	0	0	1	30,000
三井住友	0	0	0	0
三井住友信託	0	0	0	0
三菱東京UFJ銀行	0	0	0	0
伊予銀行	33	748,000	335	6,850,300
四国銀行	0	0	7	151,000
百十四銀行	1	10,000	6	80,000
阿波銀行	0	0	0	0
広島銀行	3	80,000	28	591,000
中国銀行	0	0	0	0
山口銀行	0	0	3	57,000
西日本銀行	0	0	0	0
愛媛銀行	5	78,000	180	3,967,500
香川銀行	4	80,000	19	339,000
高知銀行	1	30,000	4	79,000
徳島銀行	0	0	3	60,000
愛媛信金	7	138,000	76	1,316,000
川之江信金	0	0	0	0
東予信金	0	0	0	0
宇和島信金	0	0	1	30,000
商工中金	0	0	1	8,000
県信農連	0	0	0	0
総合計	54	1,164,000	664	13,558,800

◆店舗別保証承諾実績ランキング



順位	金融機関名		当年度保証承諾（累計）	
			件数	金額（千円）
1	愛媛銀行	本店営業部	29	703,000
2	伊予銀行	大洲支店	20	370,000
3	伊予銀行	本町支店	16	358,000
4	伊予銀行	本店営業部	14	356,000
5	伊予銀行	西条支店	16	319,000
6	伊予銀行	空港通支店	13	305,000
7	伊予銀行	日吉支店	15	305,000
8	伊予銀行	新居浜支店	14	302,500
9	伊予銀行	宇和島支店	10	240,000
10	伊予銀行	問屋町支店	11	230,000

保証承諾額累計 ベスト11～50

順位	金融機関名		当年度保証承諾(累計)	
			件数	金額(千円)
11	伊予銀行	八幡浜支店	11	220,000
12	伊予銀行	余戸支店	10	215,000
13	愛媛銀行	今治支店	7	193,000
14	伊予銀行	郡中支店	9	182,000
15	広島銀行	今治支店	9	180,000
16	伊予銀行	川之江支店	7	177,000
17	伊予銀行	今治支店	7	170,000
18	愛媛銀行	新居浜支店	6	148,000
19	広島銀行	伊予西条支店	7	135,000
20	香川銀行	宇和島支店	7	135,000
21	伊予銀行	大街道支店	7	132,000
22	愛媛銀行	宇和島支店	4	120,000
23	伊予銀行	道後支店	6	120,000
24	愛媛銀行	川内支店	4	120,000
25	伊予銀行	角野支店	5	117,000
26	愛媛銀行	旭町支店	5	117,000
27	愛媛銀行	雄郡支店	6	117,000
28	広島銀行	三島支店	5	116,000
29	愛媛銀行	三津浜支店	7	116,000
30	伊予銀行	椿支店	5	111,500

順位	金融機関名		当年度保証承諾(累計)	
			件数	金額(千円)
31	広島銀行	松山支店	4	110,000
32	伊予銀行	松山駅前支店	5	110,000
33	愛媛信用	本店営業部	5	110,000
34	愛媛銀行	川之江支店	4	110,000
35	伊予銀行	横河原支店	5	108,000
36	伊予銀行	森松支店	8	104,000
37	愛媛銀行	松前支店	6	102,000
38	愛媛銀行	泉川支店	4	100,000
39	愛媛銀行	八幡浜支店	4	100,000
40	伊予銀行	福音寺支店	5	100,000
41	愛媛銀行	重信支店	4	98,000
42	伊予銀行	石井支店	4	95,000
43	伊予銀行	小栗支店	5	93,000
44	愛媛銀行	久米支店	5	92,000
45	伊予銀行	三津浜支店	4	90,000
46	愛媛銀行	北条支店	4	90,000
47	香川銀行	松山支店	4	89,000
48	伊予銀行	壬生川支店	4	87,000
49	愛媛銀行	来住支店	3	86,000
50	愛媛銀行	郡中支店	4	85,000

新規保証先利用件数

ベスト
10

順位	金融機関名		当年度保証承諾(累計)	
			件数	金額(千円)
1	伊予銀行	大洲支店	2	50,000
2	伊予銀行	長浜支店	2	40,000
3	伊予銀行	郡中支店	2	24,000
4	伊予銀行	日吉支店	1	30,000
4	愛媛銀行	北条支店	1	30,000
6	伊予銀行	大街道支店	1	20,000
6	愛媛銀行	金生支店	1	20,000
8	伊予銀行	大洲本町支店	1	15,000
9	伊予銀行	伯方支店	1	10,000
9	伊予銀行	森松支店	1	10,000

「優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)」では、金融機関店舗別の保証承諾実績に応じて特別預託を実施します。

平成26年度は次の基準で特別預託を実施しますので、「優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)」の利用促進にご協力くださいますようお願いいたします。

1. 特別預託基準

- 平成26年度における「優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)」の保証承諾累計額が上位10位以内の金融機関店舗に対しては、1店舗当たり5,000万円を預託します。
- 平成26年度における「優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)」の保証承諾累計額が上位11位から50位以内の金融機関店舗に対しては、1店舗当たり1,000万円を預託します。

- 平成26年度において、「優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)」による新規保証先(注)の利用件数が上位10位以内の金融機関店舗に対しては、1店舗当たり1,000万円を預託します。なお、上記(1)、(2)に該当する場合は預託額を加算します。

(注)「新規保証先」とは、3年以上保証が無い先の保証を行った先となります。

上記(1)、(2)において、保証承諾額が同額の場合は、本商品以外も含む当年度の全承諾累計額が大きい店舗を上位とし、上記(3)において、保証承諾件数が同数の場合は、本商品の保証承諾額が大きい店舗を上位とする予定です。

2. 預託時期

平成26年度の特別預託は、平成27年6月に実施します。

融資保証制度一覧

※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧ください。

1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

① 一般・提携および統一制度

（平成 26 年 11 月 1 日現在）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保および保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一 般 保 証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000	15年以内 （特別20年以内）	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合	1,250	5年以内	徴求しない
			設備			7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社	2,000	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
		※協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内					
5 手形（でんさい） 割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 組合	28,000 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合	5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提 携 保 証	7 中小企業金融 円滑化保証 （スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合	8,000	7年以内 （ただし、一括返済は1年以内。また、経営安定関連保証を併用する場合は10年以内）	徴求しない 原則として徴求しない （法人は原則として代表者のみ徴求するが、申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要）
	8 小口連携保証 （トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人（確定申告先）で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500		5年以内	徴求しない 原則として徴求しない （法人は代表者のみ徴求）
			設備	※所定の資格要件を満たす先については1,000			
	9 優良ランク保証 （バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社および医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 （医療法人を含む）	5,000	7年以内	徴求しない 原則代表者1名
10 優良ランク保証Ⅱ （グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが財務内容が健全な会社および医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 （医療法人を含む）	3,000	7年以内	徴求しない 原則代表者1名	
全 国 統 一 保 証	11 事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	2,000	1年間もしくは 2年間 （更新可）	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
			※組合は企業組合・協業組合に限る				
	12 当座貸越（貸付 専用型）根保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	28,000	1年間もしくは 2年間 （更新可）	原則として徴求 （ただし、5,000万円以内の場合は不要） 必要に応じ徴求
			※組合は企業組合・協業組合に限る				
13 長期経営資金保証	中小企業者	運転	個人・会社	20,000	3年以上10年以内	原則として徴求	
		設備			3年以上20年以内	必要に応じ徴求	
14 予約保証	中小企業者 （ただし、対象外要件あり）	運転 設備 （※旧債決済資金は対象外）			2,000	5年以内 （ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は7年以内【運転資金については5年以内とする】） ※信用保証書の有効期間は365日	必要に応じ徴求 徴求しない （法人は代表者のみ徴求）

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
全国統一保証	15	小口零細企業保証	小規模企業者	運転	1,250	5年以内	原則不要
				設備	※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高〔根保証においては融資極度額〕との合計で1,250の範囲内となる新規の保証に限る	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	16	経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
				設備	組合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
				借換		10年以内	
	17	経営者保証ガイドライン対応保証	中小企業者(個人事業主は除く)(ただし、「経営者保証に関するガイドライン」において求められている対策が講じられている者)	運転	会社 28,000	3年以内	有担保無保証人要件の場合に限り徴求する
設備				組合 48,000	5年以内	徴求しない	

② 県 制 度 (愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
経営安定資金	18	一般資金	中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	5年以内	必要に応じ徴求
				設備	※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	7年以内	必要に応じ徴求
	19	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者および特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 2,000	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
	20	小口資金	小規模企業者 (ただし、特別小口保険を利用する者にあつては、小規模企業者であつて、原則として引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	必要に応じ徴求 (ただし、1,250万円以内の場合は不要、特別小口保険利用の場合は徴求しない)
				設備	※ただし、運転資金および特別小口保険利用の場合は1,250とする	7年以内	必要に応じ徴求 (ただし、特別小口保険利用の場合は徴求しない)
21	短期資金	中小企業者	運転	知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
22	小口零細企業資金	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 1,250	5年以内	原則不要	
			設備	※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高〔根保証においては融資極度額〕との合計で1,250の範囲内となる新規の保証に限る	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
23	経営指導特例	小規模企業者 (ただし、原則として引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 1,250	5年以内	原則不要	
			設備	※ただし、既存の保証協会の保証付融資残高〔根保証においては融資極度額〕との合計で1,250の範囲内となる新規の保証に限る	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
24	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を利用する中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	個人・会社・組合 10,000	7年以内	必要に応じ徴求	
新事業創出支援資金	25	創業等関連資金	創業等を行おうとする個人および会社並びに創業等を行った個人および会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,500	5年以内	徴求しない
			設備	※ただし、創業等を行おうとする個人および会社にあつては、自己資金額を限度額とする	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
新事業創出支援資金	26	創業関連資金	創業等を行うとする個人および会社並びに創業等を行った個人および会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,000 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	5年以内	徴求しない
			設備	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)		
	27	支援創業関連保証	創業関連資金対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転	個人・会社 1,500 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	5年以内	徴求しない
				設備	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	28	再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転	個人・会社 1,000 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	5年以内	徴求しない
				設備	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
	29	支援創業関連保証	再挑戦支援資金対象者のうち経済産業省令で定める認定特定創業支援事業により支援を受けて創業を行う中小企業者	運転	個人・会社 1,500 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,000、創業関連保証・支援創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して1,500が限度	5年以内	徴求しない
				設備	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
30	緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者(※1)又は中小企業者又は経営力強化保証を利用する中小企業者	運転	個人・会社 5,000 組合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	5年以内 (特定中小企業者等7年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
			借換	個人・会社 8,000 組合 16,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
31	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 5,000 組合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	5年以内 (チャレンジ企業支援資金融資対象者7年以内)	必要に応じ徴求	
			設備	10年以内 (チャレンジ企業支援資金融資対象者12年以内)	必要に応じ徴求		
32	建設産業新分野進出等支援資金	認定中小企業者又は特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 5,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備		7年以内	必要に応じ徴求	
33	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める					

③ 市町制度

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
34	中小企業振興資金融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限500	各市町の融資条件による (最長5年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
35	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限1,000 ※ただし、中小企業振興資金融資制度保証と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の融資条件による (最長6年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
36	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限1,000 ※ただし、中小企業振興資金融資制度保証および中小企業緊急経営資金融資制度保証と合算して、1,000とする	各市町の融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
37	中小企業季節資金融資制度保証 (松山市・今治市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限300	各市町の融資条件による (最長5ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
38	中小企業設備近代化 資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限1,000	各市町の 融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
39	小企業特別小口資金 融資制度保証 (今治市のみ取扱)	小規模企業者	運転 設備	今治市の融資条件による 上限200	今治市の 融資条件による (最長5年)	徴求しない 徴求しない

2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
40	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 5,000 組 合 10,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
41	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 20,000 組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
42	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
43	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
44	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第 5項第1号～8号の認定を受 けた特定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 組 合 48,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	(6号認定者) 個人・会社 38,000 組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
45	東日本大震災 復興緊急保証	東日本大震災により直接的に 被害を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	組 合 48,000		
46	創業等関連保証	創業等を行うおとする個人およ び会社並びに創業等を行った個 人および会社で事業を開始(会社 を設立)した日以後5年を経過し ていない中小企業者	運転 設備	1,500 ※新規開業資金については、自己 資金額が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
47	創業関連保証	創業等を行うおとする個人およ び会社並びに創業等を行った個 人および会社で事業を開始(会社 を設立)した日以後5年を経過し ていない中小企業者	運転 設備	個人・会社 1,000 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,000、創業関連 保証・支援創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
48	支援創業関連保証	創業関連保証対象者のうち経済 産業省令で定める認定特定 創業支援事業により支援を受け て創業を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 1,500 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,000、創業関連 保証・支援創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
49	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃 業もしくは会社を解散した経験を有す る者で、当該事業廃止の日もしくは会 社を解散した日から5年を経過する前 に保証の委託を申し込みした者	運転 設備	個人・会社 1,000 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,000、創業関連 保証・支援創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,500が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			支援創業関連保証	再挑戦支援保証対象者のうち経済 産業省令で定める認定特定創業支 援事業により支援を受けて創業を 行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 1,500 ※ただし、創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,000、創業関連 保証・支援創業関連保証・再挑戦支 援保証を合算して1,500が限度

制度名		対象	資金 用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
中堅企業 (破綻金融機関等 関連特別保証)	51	※A 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転	会社	50,000	5年以内	徴求しない (ただし、10,000万円 超の保証の際は必要)
				設備	※協調融資総額の8割を限度とする		7年以内	必要に応じ徴求
	52	※B 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転	会社	10,000	5年以内	徴求しない
				設備	※協調融資総額の8割を限度とする		7年以内	必要に応じ徴求
53	激甚災害保証	被災中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
54	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	特定組合	48,000	15年以内	必要に応じ徴求	
55	中小小売商業 関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求	
				特定組合	48,000		必要に応じ徴求	
56	商店街整備等 支援関連保証	認定一般社団法人 および 一般財団法人	設備	一般社団法人および 一般財団法人	28,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
57	伝統的工芸品 支援関連保証	認定一般社団法人 および 一般財団法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
58	地域伝統芸能 等関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
59	流通業務総合効率化 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
60	小規模事業者 支援関連保証	認定一般社団法人 および一般財団法人 又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人 特定非営利活動法人	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
61	特定中小企業再生 支援関連保証	認定支援機関	運転	商工会・都道府県商工 会連合会・商工会議所等	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
62	※C 地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求	
63	※D 海外地域産業資源 活用事業関連保証	認定中小企業者 (ただし、海外において地域産業資源活用事 業〔需要の開拓に係るものに限る〕を実施 するものに限る)	運転	個人・会社	40,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	60,000	7年以内	必要に応じ徴求	
64	地域産業集積 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求	
			設備	組合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)	
65	中心市街地商業等 活性化関連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 および一般財団法人	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	※特定会社・一般社団法人および 一般財団法人を含む 組合	48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	
66	中心市街地商業等 活性化支援 関連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 および一般財団法人	運転	個人・会社	56,000	10年以内	必要に応じ徴求	
			設備	※特定会社・一般社団法人および 一般財団法人を含む		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求	

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
67	※E 特定新技術事業 活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社	30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	60,000	7年以内	必要に応じ徴求
68	※F 経営革新関連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
69	※G 異分野連携新事業 分野開拓関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
70	※H 周辺地域整備 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
71	※I 中小企業 特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者(株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社) (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本比率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転 設備	会社	45,000	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (ただし、20,000万円 超の保証の際は必要) 徴求しない
72	※J 特定研究開発等 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合	48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
73	※K 流動資産 担保融資保証 (ABL保証)	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を担保として借り入れを行う中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	20,000	根保証:1年間 (更新可) 個別保証:1年以内	売掛債権、棚卸資産に限り徴求する (ただし、棚卸資産は法人のみが対象) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
74	※L 下請振興関連保証	振興事業を実施する中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (ただし、親事業者に対する売掛債権に限る) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
75	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更生手続きを申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後3年を経過していない者	運転 設備	個人・会社・組合	20,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
76	※M 事業再生円滑化 関連保証 (プレDIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運転 設備 <small>(経済産業省令で定められているものに限る)</small>	個人・会社 組合	28,000 48,000	3年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
77	※N 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンドバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事業の振興に必要な資金	個人・会社・組合	20,000	1年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金 使途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
78	※O 農商工等連携 事業関連保証	認定を受けた農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合	48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
79	農商工等連携 支援関連保証	認定を受けた農商工等連携支援事業計画に従って農商工等連携支援事業を行う認定一般社団法人および一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
80	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、士法人は対象外)	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			15年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
81	※P 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社	100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
82	中小企業承継事業 再生関連保証	産業競争力強化法第121条に規定する中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者に限る(ただし、認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く)	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	組 合	48,000		
83	商店街活性化 事業関連保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等(組合員、所属員を含む)	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	商店街活性化 支援関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人および 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	経営革新等 支援関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人および一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	情報提供支援 関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	※Q 特定下請連携 事業関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社	28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000 (60,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	事業再生計画 実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	組 合	48,000		

制度名	対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保および保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
89 連携創業支援 連保	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人および一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人および 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
		設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90 追認保証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる ただし1,000万円を限度とする				
91 借換保証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※1)「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1~8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

- 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、激甚災害保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特別、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、地域産業集積関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、中小企業承継事業再生関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業支援関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人および一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保険に係わる保証限度額8,000万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。
- 一般保証の合計は、普通保証に係わる保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保険に係わる保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
- 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービスを主たる事業とする事業者については5人)以下の会社および個人に限り、なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに法令で定める場合は、その法令で定める従業員数以下の会社および個人とします。
- 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
- 激甚災害保証と経営安定関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能ですが、合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証1,250万円)の範囲内で取り扱います。
また、別枠を利用した場合、激甚災害保証および経営安定関連保証と東日本大震災復興緊急保証合算で普通保証40,000万円(組合の場合は80,000万円)、無担保保証16,000万円(うち無担保保証人保証2,500万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が限度となります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額となりますのでご留意下さい。

(注3)

- ※A破綻金融機関等関連特別保証および※B破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要です。
- ※C地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
また、流動資産担保保険に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。
- ※D海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- ※E特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
- ※F経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

- ※G異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保険に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。
- ※H周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- ※I中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私債の発行価格は56,000万円が限度となります。
- ※J特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
- ※K流動資産担保融資保証および※L下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
- ※M事業再生円滑化関連保証(特例小口保険利用の場合を除く)および※N特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
- ※O農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保険に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。
- ※P一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
- ※Q特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

信用保証料率表

(平成26年11月1日現在)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。青色の保証制度は、責任共有制度対象外かつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率(責任共有外保証料率)										中小企業会計割引の適用	有担保割引の適用	その他任意割引の適用
		対象	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分				
一般保証	1 普通保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	2 特別小口保証(無担保・無保証人)		○					0.85								
	3 小口保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	4 風俗営業飲食業保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	5 手形(でんさい)割引根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○		
	6 手形貸付根保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)(注8)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	8 小口連携保証(トライアングル1000)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	9 優良ランク保証(パリュウ5000)	○		-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○	○		
	10 優良ランク保証II(グッド3000)	○		-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○	○		
	11 事業者カードローン当座貸越根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○		
	12 当座貸越(貸付専用型)根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○	○		
	13 長期経営資金保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	14 予約保証(注7)	○		-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	○	○		
	15 小口零細企業保証(注3)	(下記以外)	○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○		
		予約保証(注7)	○	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	○	○		
	16 経営力強化保証(注11)		○	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○	○		
		○	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○	○			
17 経営者保証ガイドライン対応保証		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○			
愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	18 一般資金	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
	19 建設産業短期資金(下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
		特定中小企業者(注10)	○						0.80							
		1号~6号	○						0.70							
		7号~8号	○						0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○	○	
	20 小口資金	(下記以外)	○	1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○	○		
		特別小口保険利用	○						0.85							
	21 短期資金		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	22 小口零細企業資金	(下記以外)	○	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○		
		23 経営指導特例	○	1.55	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50	○	○		
	24 チャレンジ企業支援資金(下記以外)		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○		
		制度保証要綱の融資対象者1に該当するものであって特別保険を適用する者	○						0.70							
		海外投資関係保証を利用する者	○						1.00							
		25 創業等関連資金	○						0.80							
		26 創業関連資金(下記以外)	○						0.80							
		27 支援創業関連保証	○						0.80							
		28 再挑戦支援資金(下記以外)	○						0.80							
	29 支援創業関連保証	○						0.80								
30 緊急経済対策特別支援資金(下記以外)		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○			
	特定中小企業者(注10)	○						0.80								
	1号~6号	○						0.70								
	7号~8号	○						0.80	0.75	0.55	0.35	0.35	○	○		
	制度保証要綱の融資対象(7)に該当するものであって責任共有対象の者	○	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○	○			
	制度保証要綱の融資対象(7)に該当するものであって責任共有対象外の者	○	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○	○			
31 雇用促進支援資金		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○			
32 建設産業新分野進出等支援資金(下記以外)		○	1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	○			
	特定中小企業者(注10)	○						0.80								
	1号~6号	○						0.70								
	7号~8号	○						0.80								
	33 災害関連対策資金	○														
市町村制度	34 中小企業振興資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	35 中小企業緊急経営資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	36 中小企業経営安定化資金融資制度保証	○						0.80								
		特定中小企業者(注10)	○					0.70								
	37 中小企業季節資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	38 中小企業設備近代化資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○		
	39 小企業特別小口資金融資制度保証	○						0.85								
	40 公害防止保証	○						1.00								
	41 エネルギー対策保証	○						1.00								
42 海外投資関係保証	○						1.00									
別枠保証	43 新事業開拓保証	(下記以外)	○					1.00								
		新事業開拓保険(注4)	○					0.70								
	44 経営安定関連保証(セーフティネット保証)	1号~6号	○					0.80								
		7号~8号	○					0.70								
		特別小口保険利用	○					0.80								
	45 東日本大震災復興緊急保証		○					0.80								
	46 創業等関連保証		○					0.80								
	47 創業関連保証	(下記以外)	○					0.80								
		48 支援創業関連保証	○					0.80								
	49 再挑戦支援保証	(下記以外)	○					0.80								
		50 支援創業関連保証	○					0.80								
	中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	51 破綻金融機関等関連特別保証	協賛融資	○					0.75							
		52 破綻金融機関等関連特別無担保保証	協賛融資	○					0.65							
	53 激甚災害保証		○					0.80								
	54 労働力確保関連保証	(下記以外)	○					0.70								
		特別小口保険利用	○					0.80								
	55 中小小売商業関連保証	(下記以外)	○					0.70								
	特別小口保険利用	○					0.80									
56 商店街整備等支援関連保証		○					1.15									
57 伝統的工芸品支援関連保証		○					1.15									
58 地域伝統芸能等関連保証	(下記以外)	○					0.70									
	特別小口保険利用	○					0.80									
59 流通業務総合効率化関連保証	(下記以外)	○					0.70									
	特別小口保険利用	○					0.80									

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）											中小企業会計 割引の適用	有担保割引 の適用	その他定率要 因割引の適用		
		対象	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分							
		部分保証																	
別 枠 保 証	60 小規模事業者支援関連保証	○						1.15									○		
	61 特定中小企業再生支援関連保証	○						1.15									○		
	62 地域産業資源活用事業関連保証	(下記以外)	○						0.70										
		特別小口保険利用		○					0.80										
		流動資産担保保険利用		○					0.68										
		新事業開拓保険利用	○						1.00									○	
	63 海外地域産業資源活用事業関連保証	新事業開拓保険(注4)	○						0.70										
		海外投資関係保険利用	○						1.00									○	
	64 地域産業集積関連保証	(下記以外)	○						0.70										
		特別小口保険利用		○					0.80										
	65 中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外)	○						0.70										
	66 中心市街地商業等活性化支援関連保証	特別小口保険利用		○					0.80										
		(下記以外)	○						1.00									○	
	67 特定新技術事業活動関連保証	新事業開拓保険(注5)	○						1.30										
		(下記以外)	○						0.70										
	68 経営革新関連保証	特別小口保険利用		○					0.80										
		新事業開拓保険利用	○						1.00									○	
		新事業開拓保険(注4)	○						0.70										
		海外投資関係保険利用	○						1.00									○	
	69 異分野連携新事業分野開拓関連保証	(下記以外)	○						0.70										
		特別小口保険利用		○					0.80										
		流動資産担保保険利用		○					0.68										
		新事業開拓保険利用	○						1.00									○	
	70 周辺地域整備関連保証	新事業開拓保険(注4)	○						0.70										
		海外投資関係保険利用	○						1.00									○	
		(下記以外)	○						1.15									○	
		特別小口保険利用		○					0.85										
	71 中小企業特定社債保証	新事業開拓保険(注4)	○						1.00										
		(下記以外)	○						0.70	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○
72 特定研究開発等関連保証	特別小口保険利用		○					0.80											
	新事業開拓保険利用	○						1.00										○	
73 流動資産担保融資保証(ABL保証)	新事業開拓保険(注4)	○						0.70											
	(下記以外)	○						0.68											
74 下請振興関連保証		○						0.56											
75 事業再生保証(DIP保証)		○						2.20											
76 事業再生円滑化関連保証(フレDIP保証)	(下記以外)	○						1.76											
	特別小口保険利用		○					0.85											
77 特定信用状関連保証(LC保証)	(下記以外)	○						0.70	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	特別小口保険利用		○					0.80											
78 農工商等連携事業関連保証	流動資産担保保険利用		○					0.68											
	新事業開拓保険利用	○						1.00										○	
	新事業開拓保険(注4)	○						0.70											
	海外投資関係保険利用	○						1.00										○	
79 農工商等連携支援関連保証		○						1.15										○	
80 経営承継関連保証	(下記以外)	○						1.15	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	特別小口保険利用		○					0.85											
81 一括支払契約保証(注9)		○						0.95	1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35		○
82 中小企業承継事業再生関連保証	(下記以外)	○						0.70	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	
	特別小口保険利用		○					0.85											
83 商店街活性化事業関連保証	(下記以外)	○						0.70											
	特別小口保険利用		○					0.80											
84 商店街活性化支援関連保証		○						1.15										○	
85 経営革新等支援関連保証		○						1.15										○	
86 情報提供支援関連保証		○						1.15										○	
87 特定下請連携事業関連保証	(下記以外)	○						0.70											
	特別小口保険利用		○					0.80											
	新事業開拓保険利用	○						1.00										○	
	新事業開拓保険(注4)	○						0.70											
88 事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)(注11)	(下記以外)	○						0.70											
	特別小口保険利用		○					0.80											
89 連携創業支援関連保証		○						1.15										○	
90 追認保証(注1)		○						1.15	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○
91 借換保証(注2)		△	△					1.15	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△	△

【補足説明】

(1) 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものの、責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「保証料率」という）は、保証委託額に対する率である。

(2) 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令（昭和28年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保険料率の区分とする。保証料率強化に係る保証制度については、リスク計測モデル（O/RDモデル）により、制度別に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表および損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表および損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限り）に係る連帯債務を負担する事業者

(3) 有担保割引の適用幅が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

(4) 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参考を配置していることが確認できる場合、又は、中小企業会計割引の適用幅が「○」の保証制度で、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

(注1) 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。ただし1,000万円を限度とする。

(注2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。

(注3) 小口零細企業保証制度は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外）はすべての保険種別＜保険特例含む＞の利用が可能である。また、当座貸越保証、手形（でんさい）割引根保証等の根保証形式の保証は利用できないに定める料率による。

(注4) 「新事業開拓保険」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。

(注5) 「新事業開拓保険」の利用のものであって、担保および保証人（法人代表者の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が2,000万円以下の場合の料率である。

(注6) 協会独自割引として、「経営者」「経営環境」「経営基礎」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示料率より引き下げる。ただし、最高割引料率の限度あり。

(注7) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。

(注8) 「中小企業金融円滑化保証」は、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。

(注9) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。

(注10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受け方の方のことです。

(注11) 「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（保証付きの既借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。

『保証協会団信』のお知らせ

今月の保証協会団信実績（平成 26 年 9 月）

平成 21 年 11 月 1 日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

◆ 保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

(* 保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。)

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の**任意**であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

◆ 保証協会団信加入状況

保証協会団信の平成 26 年 9 月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

9月件数	9月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
11件	7,145万円	770件	586,707万円	762万円	52.0歳

〈金融機関別〉

金融機関名	9月件数(件)	9月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	4	2,250	226	195,118
四国銀行	—	—	8	11,745
百十四銀行	1	3,400	10	15,700
阿波銀行	—	—	1	500
広島銀行	—	—	8	7,170
愛媛銀行	2	650	228	183,685
香川銀行	—	—	12	14,760
高知銀行	—	—	18	13,147
徳島銀行	—	—	3	1,990
愛媛信金	2	445	169	88,485
東予信金	—	—	46	27,980
川之江信金	—	—	19	16,967
宇和島信金	2	400	22	9,460
合計	11	7,145	770	586,707

言葉で綴る人物像

愛媛巨人列伝

20

chojiro Nitta



松山高等商業学校(現・松山大学)創設に尽力した東洋のベルト王

新田長次郎

現場から学んだ知識と行動で成功を収める

「温山」

新田長次郎は1857(安政4)

年、農業を営む新田喜惣次の次男として、温泉郡山西村(現・松山市山西町)で誕生しました。9歳で寺子屋に通い始めますが、農作業を手伝うため12歳でやめてしまいます。15歳で算盤の稽古を始めると、その才能が評判となり農作業の合間に行商にも出かけました。

20歳になると、家族に黙って大阪へと向かいます。そこで開業したばかりの藤田組製革所に就職し製革技術を習得しましたが、経営不振から解雇。関東の大倉組が大阪に進出したのを機に就職し作業主任となり、さらに技術に磨きをかけました。大阪製革会社に向出した際、完成した製品を東京の革問屋に送ったところ「これは日本一、東洋一の優等品」と絶賛されたと言います。明治20年に新田組として独立し、靴用の製革に続く



新田長次郎の別荘庭園として作られた「琴の浦温山荘園」(和歌山県海南市)の主屋入玄関にある東郷平八郎揮毫の扁額。「温山」は、新田長次郎の雅号。松山大学同窓会は「温山会」と名付けられている。

て革ベルトの製造に着手。長次郎が製造したベルトは国産初のベルトとなったのです。

海外視察にも力を入れ、さらなる技術革新と新製品開発も実現し明治41年に新田帯革製造所を発足しました。同年、北海道に進出。広大な柏樹林を買収し、樹皮はタ

ンニン抽出、樹木はベニヤ板製造、跡地は牧場とし、多角経営に乗り出しました。

日露戦争が始まると呉海軍の要請によって強化ベルトの製造にも成功。この頃には新田帯革製造所の地球印革製ベルトは市場を制覇し、長次郎は「東洋のベルト王」と称され日本産業の発展に多大な貢献をしました。

学校設立に力を注いだ教育へのこだわり

学問の洗礼を受けていない長次郎がもう一つ、力を注いだのが教育でした。大正11年、第5代松山市長・加藤恒忠の申し出により、わが国三番目の松山高等商業学校(現・松山大学)の設立のため私財を投じ、全ての費用を負担しました。さらには学校創立にあたって「学校運営に一切関わらない」「卒業生を採用しない」の2つの条件を提示。



松山高等商業学校開校式(大正13年)の写真より前列左3番目から加藤彰廉(初代校長)・新田長次郎前列右端は秋山好古

自社社員
の養成所と
なつては社会
事業とは言えず

学校の発展はない、との思いからでした。その後も学校への援助を惜しまなかったそうです。

長次郎は「正直と熱心とを唯一の武器として日夜奮励努力」する人生を歩み、昭和11年、80歳で静かに息を引き取りました。



←松山大学同窓会「温山会」の本部。長次郎翁の雅号を冠し加藤彰廉初代校長によって名付けられた。



松山大学 温山会館

松山大学のシンボルとして、在校生、卒業生、松山市民からも親しまれる場所。1階は温山会本部事務室と会議室兼談話室があり、2階は歴史資料室となっています。歴史資料室には大学90有余年の歴史と伝統を物語る資料を数多く展示しています。

☎089-926-7141

〒松山市文京町4-2
温山会会員数=約7万名(全国41支部)
松山大学オフィシャルサイト
<http://www.matsuyama-u.ac.jp/>



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

本所

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階

■松山事業部／保証一課・保証二課・管理課

TEL 089-931-2118 FAX 089-931-2174

〔業務区域〕 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

■総務部／総務課 TEL 089-931-2111(代) FAX 089-931-2107
電算課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170

■業務統括部／経営支援室 TEL 089-931-2116 FAX 089-931-1026
保証企画課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-2107
管理推進課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-2107

■監査室 TEL 089-931-2180 FAX 089-931-1026



新居浜支所

〒792-0025

新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階

保証課 TEL 0897-33-8282 FAX 0897-33-8284

管理課 TEL 0897-33-8292 FAX 0897-33-8293

〔業務区域〕 新居浜市・西条市・四国中央市

今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル4階

TEL 0898-23-0170 FAX 0898-23-0758

〔業務区域〕 今治市・上島町

八幡浜支所

〒796-8691

八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階

TEL 0894-22-2003 FAX 0894-22-3137

〔業務区域〕 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階

TEL 0895-22-6556 FAX 0895-22-6583

〔業務区域〕 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町